２０１５年・愛知自治体キャラバン集約資料

介護保険関連条例・要綱・規約等

目　　次

２．豊橋市……1
５．瀬戸市……34
６．半田市……65
８．豊川市……90
１０．碧南市……116
１１．刈谷市……134
１２．豊田市……141
１４．西尾市……166
１７．常滑市……204
１８．江南市……212
１９．小牧市……220
２１．新城市……239
２６．尾張旭市……254
２７．高浜市……267
２９．豊明市……291
３０．日進市……299
３２．愛西市……317
３３．清須市……342
３６．みよし市……357
３７．あま市……363
４１．大口町……373
４２．扶桑町……441
４３．大治町……458
４４．蟹江町……462
４９．美浜町……470
５１．豊根村……488
５２．知多北部広域連合……497

発　行　　愛知自治体キャラバン実行委員会

○豊橋市介護保険条例（平成12年３月31日条例第24号）

○豊橋市介護保険条例

平成12年３月31日条例第24号

改正

平成15年３月31日条例第26号

平成17年９月20日条例第62号

平成18年３月31日条例第24号

平成18年３月31日条例第37号

平成20年３月31日条例第24号

平成21年３月31日条例第20号

平成23年３月31日条例第19号

平成24年３月30日条例第20号

平成24年12月13日条例第47号

平成25年３月28日条例第15号

平成25年６月20日条例第26号

平成26年３月28日条例第17号

平成27年３月27日条例第21号

平成27年６月25日条例第33号

豊橋市介護保険条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　介護認定審査会（第３条）

第３章　保険給付（第３条の２―第３条の５）

第４章　地域支援事業（第３条の６）

第５章　サービス及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等

第１節　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第３条の７―第３条の14）

第２節　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（第３条の15―第３条の19）

第３節　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等（第３条の20―第３条の23）

第４節　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第３条の24・第３条の25）

第５節　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等（第３条の26―第３条の30）

第６節　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等（第３条の31―第３条の35）

第７節　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第３条の36―第３条の40）

第８節　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等（第３条の41―第３条の43）

第９節　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（第３条の44・第３条の45）

第10節　地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準（第３条の46・第３条の47）

第６章　保険料（第４条―第12条）

第７章　雑則（第13条・第14条）

第８章　罰則（第15条・第16条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、法令に定めがあるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

第２章　介護認定審査会

（介護認定審査会）

第３条　法第14条の規定に基づき設置する豊橋市介護認定審査会の委員の定数は、82人以内とする。

２　前項に定めるもののほか、豊橋市介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第３章　保険給付

（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額）

第３条の２　法第43条第３項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、同条第２項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス又は地域密着型サービス（これらに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）について算定される単位数の合計が次の各号に掲げる要介護状態区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス又は地域密着型サービスを利用することができる額とする。

（１）　要介護１　19,500単位

（２）　要介護２　24,300単位

（３）　要介護３　32,300単位

（４）　要介護４　36,600単位

（５）　要介護５　39,800単位

（居宅介護住宅改修費支給限度基準額）

第３条の３　法第45条第４項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、同条第５項の

規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、300,000円とする。

（介護予防住宅改修費支給限度基準額）

第３条の４　法第57条第４項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、同条第５項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、300,000円とする。

（市町村特別給付）

第３条の５　市は、法第62条の市町村特別給付として次に掲げる種類の特別給付を行う。

（１）　移送サービス費の支給

（２）　給食サービス費の支給

（３）　施設居住費負担軽減サービス費の支給

２　前項各号に規定する特別給付は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　移送サービス費は、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者で、規則で定めるものが、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けたときに要した移送に係る費用（当該移送に係る費用について法第18条第１号に規定する介護給付又は同条第２号に規定する予防給付を受けることができる場合を除く。）について、現に要した費用の範囲内で支給する。

（２）　給食サービス費は、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者で、規則で定めるものが食事の配食を受けたときに要した費用について、現に要した費用の範囲内で支給する。

（３）　施設居住費負担軽減サービス費は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者で、規則で定めるものが、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けたときに要した居住に係る費用について、現に要した費用の範囲内で支給する。

第４章　地域支援事業

（地域支援事業）

第３条の６　市が行う地域支援事業の名称は、次のとおりとする。

（１）　介護予防事業

（２）　高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

（３）　包括的支援事業

（４）　家族介護支援事業

（５）　介護給付等費用適正化事業

（６）　地域自立生活支援事業

第５章　サービス及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等

第１節　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等

（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第３条の７　法第74条第１項の規定により条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条から第３条の10までに定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（指定居宅サービスの事業に係る非常災害対策に関する基準）

第３条の８　通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

２　前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

３　第１項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、本市、他の介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

（指定居宅サービスの事業に係る記録の整備等に関する基準）

第３条の９　指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から５年間保存しなければならない。

（１）　利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録で規則に定めるもの　その完結した日

（２）　指定居宅サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録　当該費用を受領した日

（指定居宅サービスの事業に係る暴力団員等の排除に関する基準）

第３条の10　指定居宅サービスの事業を行う事業所又は施設の管理者又は管理を代行する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

２　指定居宅サービス事業者は、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにしなければならない。

（指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条の11　法第70条第２項第１号（法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第126条の４の２に定める者であって、かつ、暴力団員等又は暴力団員等をその役員に含む法人でないものとする。

（基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第３条の12　法第42条第１項第２号の規定により条例で定める基準は、次条及び第３条の14に定めるもののほか、指定居宅サービス等基準省令をもって、その基準とす

る。

（基準該当居宅サービスの事業を行う者の要件）

第３条の13　基準該当居宅サービスの事業を行う者は、暴力団員等又は暴力団員等をその役員に含む法人であってはならない。

（準用）

第３条の14　第３条の８の規定は、通所介護又は短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。

２　第３条の９及び第３条の10第２項の規定は、基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。

３　第３条の10第１項の規定は、基準該当居宅サービスの事業を行う事業所の管理者について準用する。

第２節　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第３条の15　法第81条第１項の規定により条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の16　第３条の９及び第３条の10第２項の規定は、指定居宅介護支援の事業を行う者について準用する。

２　第３条の10第１項の規定は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の管理者について準用する。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条の17　法第79条第２項第１号（法第79条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第132条の３の２に定める者であって、かつ、暴力団員等をその役員に含む法人でないものとする。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第３条の18　法第47条第１項第１号の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準省令をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の19　第３条の９、第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、基準該当居宅介護支援の事業を行う者について準用する。

２　第３条の10第１項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所の管理者について準用する。

第３節　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第３条の20　法第88条第１項の規定により条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条及び第３条の22に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（指定介護老人福祉施設の居室の定員）

第３条の21　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）における一の居室の定員は、１人とする。ただし、プライバシーの保護等の措置が講じられており、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人以上４人以下とすることができる。

（準用）

第３条の22　第３条の８及び第３条の９の規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第３条の８第１項及び第３項並びに第３条の９第１号中「利用者」とあるのは、「入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

２　第３条の10第１項の規定は、指定介護老人福祉施設の管理者について準用する。

３　第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、指定介護老人福祉施設の開設者について準用する。この場合において、同条中「暴力団員等又は暴力団員等をその役員」

とあるのは、「暴力団員等をその役員」と読み替えるものとする。

（指定介護老人福祉施設の指定に係る入所定員）

第３条の23　法第86条第１項（法第86条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

第４節　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第３条の24　法第97条第１項の規定により条例で定める施設、同条第２項の条例で定める員数及び同条第３項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の25　第３条の８及び第３条の９の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、第３条の８第１項及び第３項並びに第３条の９第１号中「利用者」とあるのは、「入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

２　第３条の10第１項の規定は、介護老人保健施設の管理者について準用する。

３　第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、介護老人保健施設の開設者について準用する。

第５節　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準）

第３条の26　法第115条の４第１項の規定により条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の27　第３条の８、第３条の９及び第３条の10第２項の規定は、指定介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

２　第３条の10第１項の規定は、指定介護予防サービスの事業を行う事業所又は施設の管理者又は管理を代行する者について準用する。

（指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条の28　法第115条の２第２項第１号（法第115条の11において準用する法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第140条の17の２に定める者であって、かつ、暴力団員等又は暴力団員等をその役員に含む法人でないものとする。

（基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準）

第３条の29　法第54条第１項第２号の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準省令をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の30　第３条の８の規定は、介護予防通所介護又は介護予防短期入所生活介護に係る基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

２　第３条の９、第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

３　第３条の10第１項の規定は、基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所の管理者について準用する。

第６節　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等

（指定介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準）

第３条の31　法第115条の24第１項の規定により条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の32　第３条の９及び第３条の10第２項の規定は、指定介護予防支援の事業を行う者について準用する。

２　第３条の10第１項の規定は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の管理者について準用する。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条の33　法第115条の22第２項第１号（法第115条の31において準用する法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第140条の34の２に定める者であって、かつ、暴力団員等をその役員に含む法人でないものとする。

（基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準）

第３条の34　法第59条第１項第１号の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等基準省令をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の35　第３条の９、第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、基準該当介護予防支援の事業を行う者について準用する。

２　第３条の10第１項の規定は、基準該当介護予防支援の事業を行う事業所の管理者について準用する。

第７節　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第３条の36　法第78条の４第１項の規定により条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条及び第３条の38に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（指定地域密着型サービスの事業に係る非常災害対策に関する基準）

第３条の37　認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスに係る指定地域密着型サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者、入所者又は入居者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

２　前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

３　小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は複合型サービスに係る指定地域密着型サービスの事業を行う者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

４　第１項に規定する者は、非常災害時の利用者、入所者又は入居者の安全及び利用者、入所者又は入居者に対する適切な処遇の確保を図るため、本市、他の介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

（準用）

第３条の38　第３条の９、第３条の10第２項及び第３条の21の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者について準用する。この場合において、第３条の９第１号中「利用者」とあるのは、「利用者、入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

２　第３条の10第１項の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う事業所、住居又は施設の管理者について準用する。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員）

第３条の39　法第78条の２第１項（法第78条の12において準用する法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条の40　法第78条の２第４項第１号（法第78条の12において準用する法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第131条の10の２に定める者であって、かつ、暴力団員等をその役員に含む法人でないものとする。

第８節　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準）

第３条の41　法第115条の14第１項の規定により条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の42　第３条の９、第３条の10第２項及び第３条の37の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者について準用する。この場合において、第３条の37第１項及び第４項中「利用者、入所者又は入居者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。

２　第３条の10第１項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所又は住居の管理者について準用する。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条の43　法第115条の12第２項第１号（法第115条の21において準用する法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第140条の27の２に定める者であって、かつ、暴力団員等をその役員に含む法人でないものとする。

第９節　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第３条の44　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第１項の条例で定める員数及び同条第２項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準省令」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の45　第３条の８及び第３条の９の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第３条の８第１項及び第３項並びに第３条の９第１号中「利用者」とあるのは、「入院患者」と読み替えるものとする。

２　第３条の10第１項の規定は、指定介護療養型医療施設の管理者について準用する。

３　第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、指定介護療養型医療施設の開設者について準用する。

第10節　地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準

（地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準）

第３条の46　法第115条の46第５項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（以下「地域包括支援センターに関する基準」という。）をもって、その基準とする。

（準用）

第３条の47　第３条の10第１項の規定は、地域包括支援センターの長について準用する。

2　第３条の10第２項及び第３条の13の規定は、地域包括支援センターの設置者について準用する。

第６章　保険料

（保険料）

第４条　平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　28,800円

（2）　政令第39条第１項第２号に掲げる者　40,320円

（3）　政令第39条第１項第３号に掲げる者　43,200円

（4）　政令第39条第１項第４号に掲げる者　47,808円

（5）　政令第39条第１項第５号に掲げる者　57,600円

（6）　次のいずれかに該当する者　69,120円

ア　合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第１項第１号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（7）　次のいずれかに該当する者　74,880円

ア　合計所得金額が1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第１項第１号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（8）　次のいずれかに該当する者　86,400円

ア　合計所得金額が2,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第１項第１号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（9）　次のいずれかに該当する者　97,920円

ア　合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第１項第１号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（10）　次のいずれかに該当する者　103,680円

ア　合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第１項第１号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（11）　前各号のいずれにも該当しない者　109,440円

2　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第５条　普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　４月１日から同月30日まで

第２期　６月１日から同月30日まで

第３期　８月１日から同月31日まで

第４期　10月１日から同月31日まで

第５期　12月１日から同月28日まで

第６期　翌年２月１日から同月末日まで

２　市長は、前項に規定する納期によりがたいと認められる第１号被保険者については、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者に対し、その納期を通知するものとする。

（普通徴収の特例）

第６条　保険料の額の算定の基礎に用いる地方税法の規定による市町村民税の課税若しくは非課税の別、合計所得金額又は所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額（以下「保険料額算定基礎」という。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を決定することができない場合においては、その決定される日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第１号被保険者について、その者の前年度の保険料額算定基礎を当該年度の保険料額算定基礎とみなして算定した保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、市長が別に定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

２　前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が決定された日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料の額が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第１号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第７条　前条第１項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の２分の１に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の納入の通知を受けた日から30日以内に、市長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

２　前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第１項の規定により徴収する保険料の額を修正するものとする。

（賦課期日後に第１号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額の算定）

第８条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第１号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　保険料の賦課期日後に政令第39条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1)　当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額

(2)　当該該当するに至った日の属する月から月割りにより算定した政令第39条第

1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として支払うべき保険料の額

4　前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第9条　市長は、保険料の額を決定したときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知するものとする。その額に変更があったときも、同様とする。

（延滞金）

第10条　法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3　市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の延滞金額の全部又は一部を免除することができる。

（保険料の徴収猶予等）

第11条　市長は、保険料の納付義務を負う者が次の各号のいずれかに該当するときは、その納付することができないと認められる額を限度に6月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予し、又は保険料の全部若しくは一部を免除することができる。

（1）　第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害

により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。

（2）　主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。

（3）　主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

（4）　主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

（5）　前各号に定めるもののほか、特別の理由により第1号被保険者の生計が困難となったとき。

（6）　第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2　前項の規定により保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3　第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第12条　第1号被保険者は、毎年度6月30日まで（6月16日以後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税又は非課税の別その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、

この限りでない。

第７章　雑則

（基準省令等の改正に伴う措置）

第13条　市長は、第３条の７から第３条の47までに定める規定に関して施行規則、指定居宅サービス等基準省令、指定居宅介護支援等基準省令、指定介護老人福祉施設基準省令、介護老人保健施設基準省令、指定介護予防サービス等基準省令、指定介護予防支援等基準省令、指定地域密着型サービス基準省令、指定地域密着型介護予防サービス基準省令、指定介護療養型医療施設基準省令又は地域包括支援センターに関する基準が改正された場合は、速やかに当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第14条　この条例に定めるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項は、規則で定める。

第８章　罰則

（過料）

第15条　次の各号のいずれかに該当する者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（１）　法第12条第１項本文の規定による届出をせず（同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。）、又は虚偽の届出をした者

（２）　法第30条第１項後段、第31条第１項後段、第33条の３第１項後段、第34条第１項後段、第35条第６項後段、第66条第１項若しくは第２項又は第68条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者

（３）　正当な理由なしに、法第202条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第16条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第１項に規定する納付金及び法第157条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度の保険料の特例）

第２条　平成12年度における保険料は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　政令第38条第１項第１号に掲げる者　4,136円

（２）　政令第38条第１項第２号に掲げる者　6,204円

（３）　政令第38条第１項第３号に掲げる者　8,271円

（４）　政令第38条第１項第４号に掲げる者　10,339円

（５）　政令第38条第１項第５号に掲げる者　12,407円

２　平成13年度における保険料は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　政令第38条第１項第１号に掲げる者　12,407円

（２）　政令第38条第１項第２号に掲げる者　18,610円

（３）　政令第38条第１項第３号に掲げる者　24,813円

（４）　政令第38条第１項第４号に掲げる者　31,017円

（５）　政令第38条第１項第５号に掲げる者　37,220円

（平成12年度及び平成13年度の普通徴収に係る保険料の納期の特例等）

第３条　平成12年度における納期は、第５条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第１期　平成12年10月１日から同月31日まで

第２期　平成12年12月１日から同月28日まで

第３期　平成13年２月１日から同月28日まで

２　平成13年度においては、第４期、第５期及び第６期の納期に徴収する保険料の額は、第１期、第２期及び第３期の納期に徴収する保険料の額に２を乗じて得た額とすることを基本として、市長が別に定める。

（平成12年度及び平成13年度の賦課期日後に第１号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額の算定の特例）

第４条　平成12年度及び平成13年度において保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額は、第８条第１項及び第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（１）　平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成12年度通年保険料額」という。）を６で除して得た額に、平成12年10月から平成13年３月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とする。

（２）　平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

ア　平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年４月から同年９月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

イ　平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成13年10月から平成14年３月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

２　平成12年度及び平成13年度において保険料の賦課期日後に政令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、第８条第３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　当該該当するに至った日が平成12年４月１日から同年10月31日までの間である場合　該当するに至った政令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに

規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

（２）　当該該当するに至った日が平成12年11月１日から平成13年３月31日までの間である場合　次に掲げる額の合算額

ア　政令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を６で除して得た額に、平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額

イ　該当するに至った政令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を６で除して得た額に、当該該当するに至った日が属する月から平成13年３月までの月数を乗じて得た額

（３）　当該該当するに至った日が平成13年４月１日から同年９月30日までの間である場合　次に掲げる額の合算額

ア　政令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に、平成13年４月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額

イ　該当するに至った政令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に、当該該当するに至った日が属する月から平成13年９月までの月数を乗じて得た額

ウ　該当するに至った政令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額

（４）　当該該当するに至った日が平成13年10月中である場合　次に掲げる額の合算額

ア　政令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額

イ　該当するに至った政令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定

する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額

（５）　当該該当するに至った日が平成13年11月１日から平成14年３月31日までの間である場合　次に掲げる額の合算額

ア　政令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額

イ　政令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額

ウ　該当するに至った政令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に、当該該当するに至った日が属する月から平成14年３月までの月数を乗じて得た額

（延滞金の割合の特例）

第５条　当分の間、第10条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（豊橋市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

第６条　豊橋市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年豊橋市条例第35号）は、廃止する。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第７条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から規則で定める日までの間は行わず、同日の翌日から行うものとする。

附　則（平成15年３月31日条例第26号）

（施行期日）

１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。ただし、第３条の次に５条を加える改正規定は、同年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の豊橋市介護保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年９月20日条例第62号）

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）附則第18条の施行の日から施行する。

附　則（平成18年３月31日条例第24号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日条例第37号）

改正

平成20年３月31日条例第24号

（施行期日）

第１条　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過的要介護に係る居宅介護サービス費等区分支給限度基準額）

第２条　経過的要介護に係る居宅介護サービス費等区分支給限度基準額として適用する単位数は、9,200単位とする。

（保険料に係る経過措置）

第３条　改正後の豊橋市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料の特例）

第４条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号に該当する第１号被保険者の平成18年度の保険料は、改正後の条例第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　改正後の条例第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第１号に該当する者　29,779円

（２）　改正後の条例第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第２号に該当する者　29,779円

（３）　改正後の条例第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第３号に該当する者　37,449円

（４）　改正後の条例第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受ける者（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第１号に該当する者　33,840円

（５）　改正後の条例第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第２号に該当する者　33,840円

（６）　改正後の条例第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第３号に該当する者　41,059円

（７）　改正後の条例第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第４号に該当する者　48,729円

２　平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号に該当する第１号被保険者の平成19年度の保険料は、改正後の条例第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　改正後の条例第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第１号に該当する者　37,449円

（２）　改正後の条例第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第４条第２号に該当する者　37,449円

(3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当する者 41,059円

(4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当する者 45,120円

(5) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当する者 45,120円

(6) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当する者 48,729円

(7) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第4号に該当する者 52,339円

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号に該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課

されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当する者 37,449円

(2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当する者 37,449円

(3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当する者 41,059円

(4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第1号に該当する者 45,120円

(5) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第2号に該当する者 45,120円

(6) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第3号に該当する者 48,729円

(7) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の条例第4条第

４号に該当する者　52,339円

附　則（平成20年３月31日条例第24号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日条例第20号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料の特例）

第２条　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）附則第11条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料は、改正後の豊橋市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第４条第１項第４号の規定にかかわらず、39,440円とする。

（平成21年度及び平成22年度における保険料の特例）

第３条　平成21年度における保険料は、改正後の条例第４条第１項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　改正後の条例第４条第１項第１号に掲げる者　23,040円

（２）　改正後の条例第４条第１項第２号に掲げる者　23,040円

（３）　改正後の条例第４条第１項第３号に掲げる者　34,560円

（４）　改正後の条例第４条第１項第４号に掲げる者（第８号に掲げる者を除く。）46,080円

（５）　改正後の条例第４条第１項第５号に掲げる者　53,450円

（６）　改正後の条例第４条第１項第６号に掲げる者　57,600円

（７）　改正後の条例第４条第１項第７号に掲げる者　69,120円

（８）　政令附則第11条第１項及び第２項に規定する者　38,240円

２　平成22年度における保険料は、改正後の条例第４条第１項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　改正後の条例第４条第１項第１号に掲げる者　23,400円

（２）　改正後の条例第４条第１項第２号に掲げる者　23,400円

（３）　改正後の条例第４条第１項第３号に掲げる者　35,100円

（４）　改正後の条例第４条第１項第４号に掲げる者（第８号に掲げる者を除く。）46,800円

（５）　改正後の条例第４条第１項第５号に掲げる者　54,280円

（６）　改正後の条例第４条第１項第６号に掲げる者　58,500円

（７）　改正後の条例第４条第１項第７号に掲げる者　70,200円

（８）　政令附則第11条第３項において準用する同条第１項及び第２項に規定する者　38,840円

（保険料に係る経過措置）

第４条　改正後の条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成23年３月31日条例第19号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日条例第20号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料の特例）

第２条　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）附則第16条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、改正後の豊橋市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第４条第１項第３号の規定にかかわらず、36,120円とする。

第３条　政令附則第17条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、改正後の条例第４条第１項第４号の規定にかかわらず、42,828円とする。

（保険料に係る経過措置）

第４条　改正後の条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成24年12月13日条例第47号）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（記録の保存に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに完結した改正後の第３条の９（第３条の15、第３条の18、第３条の20、第３条の26、第３条の30及び第３条の33において準用する場合を含む。）に規定する記録の保存に係る第３条の９の規定の適用については、同条中「５年間」とあるのは、「２年間」とする。

（指定介護老人福祉施設の居室の定員に係る経過措置）

３　この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室の定員に係る改正後の第３条の14の規定の適用については、同条中「１人とする。ただし、プライバシーの保護等の措置が講じられており、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人以上４人以下とすることができる」とあるのは、「４人以下とする」とする。

４　前項の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設基準省令附則第４条第１項に規定する特別養護老人ホームの居室の定員に係る改正後の第３条の14の規定の適用については、同条中「１人とする。ただし、プライバシーの保護等の措置が講じられており、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人以上４人以下とすることができる」とあるのは、「原則として４人以下とする」とする。

５　指定介護老人福祉施設基準省令附則第４条第２項に規定する特別養護老人ホームの居室の定員について前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として４人」とあるのは、「８人」とする。

附　則（平成25年３月28日条例第15号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月20日条例第26号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の豊橋市税外収入に係る延滞金に関する条例附則第３項の規定、第２条の規定による改正後の豊橋市介護保険条例附則第５条の規定及び第３条の規定による改正後の豊橋市後期高齢者医療に関する条例附則第４項の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月28日条例第17号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（記録の保存に係る経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに完結した改正後の第３条の16第１項、第３条の19第１項、第３条の32第１項及び第３条の35第１項において準用する第３条の９に規定する記録の保存に係る同条の規定の適用については、同条中「５年間」とあるのは、「２年間」とする。

附　則（平成27年３月27日条例第21号）

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第４条及び第８条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年６月25日条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第４条第２項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

○豊橋市介護保険規則（平成12年３月31日規則第37号）

○豊橋市介護保険規則

平成12年３月31日規則第37号

改正

平成12年９月19日規則第98号

平成13年３月30日規則第42号

平成13年９月17日規則第67号

平成13年12月17日規則第73号

平成14年３月29日規則第34号

平成14年９月30日規則第62号

平成15年３月31日規則第42号

平成16年３月31日規則第41号

平成17年３月31日規則第23号

平成17年９月30日規則第82号

平成18年３月31日規則第57号

平成19年３月30日規則第39号

平成19年９月28日規則第64号

平成20年３月31日規則第35号

平成20年６月19日規則第69号

平成20年７月31日規則第76号

平成21年１月30日規則第１号

平成21年３月31日規則第36号

平成21年７月31日規則第54号

平成22年３月31日規則第50号

平成23年３月18日規則第10号

平成23年６月17日規則第45号

平成24年３月30日規則第50号

平成25年３月28日規則第39号

平成25年12月12日規則第53号

平成26年３月28日規則第35号

平成26年９月30日規則第52号

平成27年３月27日規則第43号

平成27年６月25日規則第54号

豊橋市介護保険規則

（趣旨）

第１条　この規則は、豊橋市介護保険条例（平成12年豊橋市条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

（介護保険資格者証の交付）

第２条　市長は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第27条第１項、第28条第２項、第29条第１項、第32条第１項、第33条第２項、第33条の２第１項、第36条又は第37条第２項の要介護認定等の申請があったときは、当該申請をした者に対し、介護保険資格者証（様式第１）を交付するものとする。

（要介護認定等の申請の却下）

第３条　市長は、法第27条第10項（法第28条第４項、第29条第２項、第32条第９項、第33条第４項及び第33条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定により要介護認定等の申請を却下するときは、当該申請をした者に対し、介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書（様式第２）により通知するものとする。

（居宅介護サービス費等の支給申請）

第４条　法第41条第１項、第42条第１項、第42条の２第１項、第42条の３第１項、第46条第１項、第47条第１項、第48条第１項、第49条第１項、第53条第１項、第54条

第１項、第54条の２第１項、第54条の３第１項、第58条第１項又は第59条第１項の規定による保険給付を受けようとする者は、介護保険居宅介護サービス費等支給申請書（様式第３）により市長に申請しなければならない。

（居宅介護サービス費等の支給に係る決定通知）

第５条　市長は、前条又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第71条第１項、第75条第１項、第83条の４第１項、第83条の４の４第１項（省令第97条の２の４において準用する場合を含む。）、第90条第１項、第94条第１項若しくは第97条の２の３第１項の規定による保険給付の申請があったときは、当該申請をした者に対し、介護保険居宅介護サービス費等支給（不支給）決定通知書（様式第４）により当該申請に係る保険給付の支給の可否について通知するものとする。

（特例居宅介護サービス費等の額）

第６条　特例居宅介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、特例居宅介護サービス計画費、特例施設介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、特例介護予防サービス計画費又は特例特定入所者支援サービス費の額は、それぞれ法第42条第３項、第42条の３第２項、第47条第３項、第49条第２項、第51条の３第２項、第54条第３項、第54条の３第２項、第59条第３項又は第61条の３第２項に規定する基準の額とする。

（負担限度額等の認定に係る通知）

第７条　市長は、省令第83条の６第１項（省令第97条の４及び第172条の２において準用する場合を含む。）の規定による負担限度額等の認定の申請があったときは、当該申請をした者に対し、介護保険（特定）負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第５）により当該申請の承認の可否について通知するものとする。

（利用者負担割合の変更）

第８条　法第50条若しくは第60条又は介護保険法施行法（平成９年法律第124号）第13

条第３項の規定により保険給付の割合の変更を受けようとする者は、介護保険利用者負担額減額・免除（等）申請書（様式第６）により市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に対し、介護保険（特定）負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書により当該申請の承認の可否について通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除（等）認定証（様式第７）を交付するものとする。

４　前項の認定証の交付を受けた者は、当該認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、介護保険被保険者証等再交付申請書（様式第８）を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の上乗せ支給の届出）

第８条の２　条例第３条の２の規定に基づき、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を超えて居宅サービス又は地域密着型サービス（これらに相当するサービスを含む。）を受けようとする居宅要介護被保険者は、あらかじめ市長に届出をしなければならない。この場合において、届出は、法第46条第４項の規定による届出の際に選択した指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）により提出しなければならない。

２　前項の届出に関する事項は、市長が別に定める。

（特別給付の対象者）

第８条の３　条例第３条の５第２項第１号に規定する規則で定める居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、介護支援専門員又は法第58条第４項の規定による届出の際に選択した指定介護予防支援事業所の職員によりあらかじめ市長に届出をし、移送サービスに係る計画を作成した者であって、市が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）から移送サービスを受けたものとする。

２　条例第３条の５第２項第２号に規定する規則で定める居宅要介護被保険者又は居

宅要支援被保険者は、あらかじめ市長に申請し、給食サービス利用の決定を受け、給食サービスに係る計画を作成した者であって、指定事業者から給食サービス（法第８条第７項から第11項までの規定による居宅サービス、法第８条第15項から第22項までの規定による地域密着型サービス、法第８条の２第６項から第９項まで及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定による改正前の介護保険法第８条の２第７項の規定による介護予防サービス及び法第８条の２第13項から第15項までの規定による地域密着型介護予防サービスのいずれかを受けている間におけるものを除く。）を受けた独居世帯又は高齢者のみの世帯若しくはそれに準ずる世帯に属するものとする。

３　条例第３条の５第２項第３号に規定する規則で定める要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第13条第１項に規定する住所地特例対象被保険者、法第69条第１項の規定による給付額減額等の記載（以下「給付額減額等の記載」という。）を受けた要介護被保険者等又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者を除き、次に掲げるものとする。

（１）　介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けた者においては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準省令」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に居住する条例第４条第１項第４号に定めるもの又は豊橋市介護保険条例の一部を改正する条例（平成24年豊橋市条例第20号。以下「改正条例」という。）附則第３条の適用を受けるもの

（２）　認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けた

者においては、条例第４条第１項第１号から第３号までに定めるもの又は改正条例附則第２条の適用を受けるもの

（特別給付指定事業者）

第８条の４　前条に規定する指定事業者の指定等に関する事項は、市長が別に定める。

（特別給付の額）

第８条の５　条例第３条の５第２項第１号に規定する移送サービス費は、移送の片道を単位として、現に当該移送サービスに要した額と次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とを比較して、いずれか低い額の100分の90（法第49条の２又は第59条の２の規定が適用される場合にあっては、100分の80）に相当する額を支給する。

（１）　タクシー等利用の場合　1,840円

（２）　ストレッチャー装着ワゴン車等利用の場合　4,000円

２　条例第３条の５第２項第２号に規定する給食サービス費は、１週につき５食を、１日につき１食を限度とし、１食を単位として、現に当該給食サービスに要した額と250円とを比較して、いずれか低い額を支給する。

３　条例第３条の５第２項第３号に規定する施設居住費負担軽減サービス費は、１日を単位として500円を支給する。

（特別給付に係るサービス費の支給等）

第８条の６　市長は、第８条の３第１項から第３項までのいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）が指定事業者からそれぞれに掲げるサービスを受けたときは、移送サービス費、給食サービス費又は施設居住費負担軽減サービス費を審査の上当該支給対象者に支給するものとする。ただし、市長が認める場合にあっては、移送サービス費又は給食サービス費を審査の上当該指定事業者に支払うことにより、特別給付を行うことができる。

２　市長は、前項ただし書に規定する審査及び支払に関する事務を、愛知県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（サービスの提供に関する記録）

第８条の７　条例第３条の９第１号（条例第３条の14第２項、第３条の16第１項、第３条の19第１項、第３条の22第１項、第３条の25第１項、第３条の27第１項、第３条の30第２項、第３条の32第１項、第３条の35第１項、第３条の38第１項、第３条の42第１項及び第３条の45第１項において準用する場合を含む。）の規則に定める記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に掲げる記録とする。

（1）　指定居宅サービスの事業　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第39条第２項、第53条の２第２項、第73条の２第２項、第82条の２第２項、第90条の２第２項、第104条の３第２項、第105条の18第２項、第118条の２第２項、第139条の２第２項（第140条の13において準用する場合を含む。）、第154条の２第２項（第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の３第２項、第192条の11第２項、第204条の２第２項及び第215条第２項

（2）　基準該当居宅サービスの事業　指定居宅サービス等基準省令第43条において準用する第39条第２項、第58条において準用する第53条の２第２項、第109条において準用する第104条の２第２項、第140条の32において準用する第139条の２第２項及び第206条において準用する第204条の２第２項

（3）　指定居宅介護支援の事業　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第29条第２項

（4）　基準該当居宅介護支援の事業　指定居宅介護支援等基準省令第30条において準用する第29条第２項

（5）　指定介護老人福祉施設　指定介護老人福祉施設基準省令第37条第２項（第49条において準用する場合を含む。）

（6）　介護老人保健施設　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第38条第２項（第50条において準用する場合を含む。）

（7）　指定介護予防サービスの事業　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第54条第２項、第73条第２項、第83条第２項、第92条第２項、第122条第２項、第141条第２項（第159条において準用する場合を含む。）、第194条第２項（第210条において準用する場合を含む。）、第244条第２項、第261条第２項、第275条第２項、第288条第２項並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第４号）附則第２条及び第４条の規定によりなおその効力を有するとされた同省令第５条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧指定介護予防サービス等基準省令」という。）第37条第２項及び第106条第２項

（8）　基準該当介護予防サービスの事業　指定介護予防サービス等基準省令第61条において準用する第54条第２項、第185条において準用する第141条第２項、第280条において準用する第275条第２項並びに旧指定介護予防サービス等基準省令第45条において準用する第37条第２項及び第115条において準用する第106条第２項

（9）　指定介護予防支援の事業　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第28条第２項

（10）　基準該当介護予防支援の事業　指定介護予防支援等基準省令第32条において準用する第28条第２項

（11）　指定地域密着型サービスの事業　指定地域密着型サービス基準省令第３条の40第２項、第17条第２項、第60条第２項、第87条第２項、第107条第２項、第128条第２項、第156条第２項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第２項

(12)　指定地域密着型介護予防サービスの事業　指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第40条第２項、第63条第２項及び第84条第２項

(13)　指定介護療養型医療施設　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第36条第２項（第50条において準用する場合を含む。）

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正決定通知）

第９条　市長は、条例第７条第１項の規定による保険料の額の修正の申出があったときは、当該申出をした者に対し、介護保険料額修正決定通知書（様式第８の２）により当該申出に係る保険料の額の修正の可否について通知するものとする。

（延滞金の減免）

第10条　条例第10条第３項の規定による延滞金の減免は、別表第１に定めるところによる。

２　条例第10条第３項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、保険料の納付の日までに介護保険料延滞金減免申請書（様式第８の３）により市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に対し、介護保険料延滞金減免決定通知書（様式第８の４）により当該申請の承認の可否について通知するものとする。

（保険料の徴収猶予の期間等）

第11条　条例第11条第１項の規定による保険料の徴収猶予又は減免は、納付義務者の区分に応じ、同項第１号の理由にあっては別表第２に、同項第２号から第４号までの理由にあっては別表第３に、同項第５号の理由にあっては別表第３の２に、同項第６号の理由にあっては別表第３の３により行うものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める者については、保険料を徴収猶予する期間又は減免する額を別に定めることができる。

（保険料の徴収猶予等に係る決定通知）

第12条　市長は、条例第11条第２項の規定による保険料の徴収猶予又は減免の申請があったときは、当該申請をした者に対し、介護保険料減免・徴収猶予決定通知書（様式第９）により当該申請の承認の可否について通知するものとする。

（保険料の徴収猶予等の取消し）

第13条　市長は、第１号被保険者が条例第11条第１項の規定により保険料の減免を受けている場合において、その理由が消滅したときは、減免の決定を受けた保険料のうちその理由が消滅した日以後に到来する納期に係るものについて減免の決定を取り消し、当該第１号被保険者に対し、介護保険料減免・徴収猶予取消通知書（様式第10）により通知するものとする。

２　市長は、偽りその他不正の行為により条例第11条第１項の規定による保険料の徴収猶予又は減免を受けた者に対し、保険料の徴収猶予又は減免の決定を取り消し、介護保険料減免・徴収猶予取消通知書により通知するものとする。

（保険料の納付証明）

第14条　市長は、第１号被保険者が保険料を納付したことを証する介護保険料納付証明書（様式第11）を発行することができる。

２　前項の証明書の交付を受けようとする者は、介護保険料納付証明交付申請書（様式第12）により市長に申請しなければならない。

（支払方法の変更に係る予告）

第15条　市長は、法第66条第１項又は第２項の規定により支払方法変更の記載をしようとするときは、同項に規定する要介護被保険者等に対し、介護保険給付支払方法変更予告通知書（様式第12の２）により、あらかじめその旨を通知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

（保険給付の支払の一時差止に係る通知）

第16条　市長は、法第67条第１項又は第２項の規定による保険給付の支払の一時差止を行うことを決定したときは、同項に規定する要介護被保険者等に対し、介護保険給付の支払一時差止通知書（様式第12の３）により通知するものとする。

（保険給付の減額等に係る通知等）

第17条　市長は、給付額減額等の記載を行うことを決定したときは、法第69条第１項に規定する要介護被保険者等に対し、介護保険給付額減額通知書（様式第12の４）により通知するものとする。

２　前項の要介護被保険者等は、給付額減額等の記載を受けている場合において、法第69条第１項ただし書に規定する政令で定める特別の事情があるときは、介護保険給付額減額免除申請書（様式第12の５）に被保険者証を添えて市長に提出し、給付額減額等の記載の消除を受けることができる。

（文書の様式）

第18条　法及び条例の施行のため必要な文書の様式は、別に定めのあるもののほか、別表第４のとおりとする。

（委任）

第19条　この規則に定めるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年９月19日規則第98号）

この規則は、平成12年10月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年９月17日規則第67号）

この規則は、平成13年11月１日から施行する。

附　則（平成13年12月17日規則第73号）

この規則は、平成14年１月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第34号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年９月30日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月31日規則第42号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。ただし、第８条の２から第８条の６までの改正規定は、平成15年７月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第41号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月31日規則第23号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、（中略）第14条中豊橋市介護保険規則別表第１の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年９月30日規則第82号）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年10月１日から施行する。ただし、別表第３の２の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）附則第18条の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市介護保険規則の規定により作成されている様式第４その２、様式第26及び様式第27は、改正後の豊橋市介護保険規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成18年３月31日規則第57号）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。ただし、第８条の５第２項の改正規定は、平成18年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市介護保険規則の規定により作成されている様式第３、様式第４その２、様式第12の４、様式第22、様式第23及び様式第27は、改正後の豊橋市介護保険規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成19年３月30日規則第39号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月28日規則第64号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年10月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）豊橋市介護保険規則（以下「関係規則」という。）の規定により作成されている様式は、この規則による改正後の関係規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成20年３月31日規則第35号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年６月19日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年７月31日規則第76号）

この規則は、平成20年８月１日から施行する。

附　則（平成21年１月30日規則第１号）

この規則は、平成21年２月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第36号）

（施行期日）

1　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市介護保険規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市介護保険規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

（平成21年度及び平成22年度における保険料の減免の特例）

3　平成21年度における保険料に係る改正後の別表第３の２の規定の適用については、同表中「条例第４条第１項第１号又は第２号」とあるのは、「豊橋市介護保険条例の一部を改正する条例（平成21年豊橋市条例第20号）附則第３条第１項第１号又は第２号」とする。

4　平成22年度における保険料に係る改正後の別表第３の２の規定の適用については、同表中「条例第４条第１項第１号又は第２号」とあるのは、「豊橋市介護保険条例の一部を改正する条例（平成21年豊橋市条例第20号）附則第３条第２項第１号又は第２号」とする。

附　則（平成21年７月31日規則第54号）

この規則は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第50号）

（施行期日）

1　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市介護保険規則の規定により作成されている様式第28その７は、改正後の豊橋市介護保険規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成23年３月18日規則第10号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年６月17日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第50号）

（施行期日）

1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市介護保険規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市介護保険規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成25年３月28日規則第39号）

（施行期日）

1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市介護保険規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市介護保険規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成25年12月12日規則第53号）

この規則は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日規則第35号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月30日規則第52号）

この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日規則第43号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年６月25日規則第54号）

この規則は、平成27年８月１日から施行する。

別表第１（第10条関係）

減免の事由	減免額
公示送達をしたとき。	全額
災害があった場合において、保険料を納付することのできない事情にあったと認められるとき。	全額
納入通知書の送達の事実を全く知ることのできない正当な事由のある場合で、納入通知書の送達先において保険料の納付に関する事項を処理すべき者のいないとき。	全額
生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）の規定による支援給付（以下「生活保護等」という。）を受けているとき。	全額
破産手続開始の決定を受けたとき。	全額
その他市長が特にやむを得ない事由があると認めるとき。	市長が必要と認める額

別表第２（第11条関係）

納付義務者の区分		徴収猶予又は減免の対象とする保険料	徴収猶予する期間	減免する額
第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財その他の財産につい	徴収猶予又は減免の理由が生じた日の属する年の前年における第１号被保険者の属する世帯の世帯員の合計所			

て生じた損害金額（保険金、損害補償金等により補てんされるべき金額を除く。）のその住宅、家財その他の財産の価格に対する割合	得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を合算した額（以下「合計所得金額世帯合算額」という。）			
10分の3以上10分の5未満	500万円以下	徴収猶予又は減免の理由が生じた日（以下「原因日」という。）以後に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日（その月の普通徴収の納期限と同日とみなす。以下同じ。）に係る保険料のうち、原因日が、4月1日から10月31日までの間にあるときは原因日が属する年度の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料、11月1日から翌年3月31日までの間にあるときは3以内の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料	6月以内において市長が必要と認める期間	保険料の10分の5に相当する額
	500万円を超え750万円以下			保険料の10分の2.5に相当する額
	750万円を超え1,000万円以下			保険料の10分の1.25に相当する額
10分の5以上	500万円以下			保険料の全額
	500万円を超え750万円以下			保険料の10分の5に相当する額
	750万円を超え1,000万円以下			保険料の10分の2.5に相当する額

別表第3（第11条関係）

納付義務者の区分		徴収猶予又は減免の対象とする保険料	徴収猶予する期間	減免する額
徴収猶予又は減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額のその前年における	徴収猶予又は減免の申請をした日の属する年の前年における合計所得金額世帯合算額			

合計所得金額世帯合算額に対する割合				
10分の5以下	200万円以下	原因日以後に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料	6月以内において市長が必要と認める期間	保険料の10分の3.5に相当する額
	200万円を超え300万円以下			保険料の10分の2.5に相当する額
	300万円を超え400万円以下			保険料の10分の1.5に相当する額
10分の5を超え10分の7以下	200万円以下			保険料の10分の3に相当する額
	200万円を超え300万円以下			保険料の10分の2に相当する額
	300万円を超え400万円以下			保険料の10分の1に相当する額

別表第3の2（第11条関係）

納付義務者の区分	徴収猶予又は減免の対象とする保険料	徴収猶予する期間	減免する額
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第1号（生活保護等を受けている者を除く。）に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの 1　徴収猶予又は減免の申請をした日の属する年の前年の収入金額が80万円以下であること。 2　市町村民税が課されている者の扶養を受けていないこと。 3　日常生活に供する資産以外の資産を所有していないこと。 4　預貯金額が350万円以下であること。 5　介護保険料を滞納していないこと。	徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度の当該第1号被保険者の保険料	6月以内において市長が必要と認める期間	条例第4条第2項に定める額（以下この表において「基本保険料額」という。）の5分の1に相当する額 （当該第1号被保険者が条例第8条（第3項を除く。）に該当するときは、基本保険料額は同条各項（第3項を除く。）により算定した額を適用する。）

別表第3の3（第11条関係）

納付義務者の区分	徴収猶予又は減免の対象とする保険料	徴収猶予する期間	減免する額
第1号被保険者が刑事施	刑事施設、労役場	6月以内において	保険料の全額

設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき	その他これらに準ずる施設に拘禁された期間の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料	市長が必要と認める期間	

別表第４（第18条関係）

様式名	根拠規定
介護保険資格取得・異動・喪失届（様式第13）	省令第23条、第24条第２項及び第３項並びに第29条から第32条まで
介護保険住所地特例適用・変更・終了届（様式第14）	省令第25条第１項及び第２項
介護保険被保険者証交付申請書（様式第15）	省令第26条第２項
介護保険被保険者証等再交付申請書	省令第27条第１項及び第83条の６第７項（省令第97条の４及び第172条の２において準用する場合を含む。）
介護保険要介護認定・要支援認定申請書（様式第16）	省令第35条第１項、第40条第１項、第49条第１項及び第54条第１項
介護保険診断命令書（様式第17）	法第27条第３項ただし書（法第28条第４項、第29条第２項、第32条第２項、第33条第４項及び第33条の２第２項において準用する場合を含む。）
介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（様式第18）	法第27条第７項（法第28条第４項及び第29条第２項において準用する場合を含む。）及び第９項（法第28条第４項及び第29条第２項において準用する場合を含む。）並びに第32条第６項（法第33条第４項及び第33条の２第２項において準用する場合を含む。）及び第８項（法第33条第４項及び第33条の２第２項において準用する場合を含む。）
介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書（様式第19）	法第27条第11項ただし書（法第28条第４項、第29条第２項、第32条第９項、第33条第４項及び第33条の２第２項において準用する場合を含む。）
介護保険要介護認定変更申請書（様式第20）	省令第42条第１項及び第55条の２第１項
介護保険受給資格証明書（様式第21）	法第36条
介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第22）	省令第71条第１項及び第90条第１項
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第23）	省令第75条第１項及び第94条第１項
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（様式第24）	省令第77条第１項（省令第96条において準用する場合を含む。）
介護保険（特定）負担限度額認定申請書（様式第25）	省令第83条の６第１項（省令第97条の４及び第172条の２において準用する場合を含む。）
介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書（様式第26）	省令第83条の８第２項（省令第97条の４及び第172条の２において準用する場合を含む。）

介護保険基準収入額適用申請書（様式第27）	省令第83条の２の３第１項及び第97条の２の２
介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（様式第27の２）	省令第83条の４第１項及び第97条の２の３第１項
高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第27の３）	省令第83条の４の４第１項（省令第97条の２の４において準用する場合を含む。）
豊橋市介護保険自己負担額証明書（様式第27の４）	省令第83条の４の４第２項（省令第97条の２の４において準用する場合を含む。）
介護保険料納入通知書（様式第28）	条例第９条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条
介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書（様式第28の２）	法第136条第１項
介護保険料額修正申出書（様式第28の３）	条例第７条第１項
介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第29）	条例第11条第２項
介護保険料減免に係る申告書（様式第30）	条例第11条第３項
介護保険料督促状（様式第31）	地方自治法第231条の３第１項
介護保険給付支払方法変更通知書（様式第31の２）	省令第101条第２項
介護保険給付支払方法変更終了申請書（様式第31の３）	省令第102条

介護保険滞納保険料控除通知書（様式第31の４）	省令第106条
介護保険料納付書（様式第32）	
介護保険料更正(決定)通知書(様式第33)	
介護保険料還付(充当)通知書(様式第34)	
介護保険料催告書（様式第35）	

様式第１（第２条関係）

様式第２（第３条関係）

様式第３（第４条関係）

様式第４その１（第５条関係）

様式第４その２（第５条関係）

様式第４その３（第５条関係）

様式第５その１（第７条、第８条関係）

様式第５その２（第７条、第８条関係）

様式第６その１（第８条関係）

様式第６その２（第８条関係）

様式第７その１（第８条関係）

様式第７その２（第８条関係）

様式第８（第８条、別表第４関係）

様式第８の２（第９条関係）

様式第８の３（第10条関係）

様式第８の４（第10条関係）

様式第９（第12条関係）

様式第10（第13条関係）

様式第11（第14条関係）

様式第12（第14条関係）

様式第12の２（第15条関係）

様式第12の３（第16条関係）

様式第12の４（第17条関係）

様式第12の５（第17条関係）

様式第13（別表第４関係）

様式第14（別表第４関係）

様式第15（別表第４関係）

様式第16（別表第４関係）

様式第17（別表第４関係）

様式第18その１（別表第４関係）

様式第18その２（別表第４関係）

様式第18その３（別表第４関係）

様式第19（別表第４関係）

様式第20（別表第４関係）

様式第21（別表第４関係）

様式第22（別表第４関係）

様式第23（別表第４関係）

様式第24（別表第４関係）

様式第25その１（別表第４関係）

様式第25その２（別表第４関係）

様式第26（別表第４関係）

様式第27（別表第４関係）

様式第27の２（別表第４関係）

様式第27の３（別表第４関係）

様式第27の４（別表第４関係）

様式第28その１（別表第４関係）

様式第28その２（別表第４関係）

様式第28その３（別表第４関係）

様式第28その４（別表第４関係）

様式第28その５（別表第４関係）

様式第28その６（別表第４関係）

様式第28その７（別表第４関係）

様式第28の２その１（別表第４関係）

様式第28の２その２（別表第４関係）

様式第28の２その３（別表第４関係）

様式第28の３（別表第４関係）

様式第29（別表第４関係）

様式第30（別表第４関係）

様式第31（別表第４関係）

様式第31の２（別表第４関係）

様式第31の３（別表第４関係）

様式第31の４（別表第４関係）

様式第32（別表第４関係）

様式第33（別表第４関係）

様式第34（別表第４関係）

様式第35（別表第４関係）

○瀬戸市介護保険条例

平成12年3月31日

条例第16号

改正　平成15年3月31日条例第18号

平成16年3月31日条例第10号

平成18年3月28日条例第23号

平成20年3月28日条例第15号

平成21年3月27日条例第7号

平成21年6月26日条例第14号

平成24年3月30日条例第7号

平成25年12月26日条例第23号

平成27年3月27日条例第15号

平成27年3月27日条例第16号

平成27年6月30日条例第19号

(総則)

第1条　瀬戸市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条　瀬戸市介護認定審査会の委員の定数は、40人とする。

(保険料率)

第3条　平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者　年額　26,705円

(2)　令第39条第1項第2号に掲げる者　年額　36,794円

(3)　令第39条第1項第3号に掲げる者　年額　44,508円

(4)　令第39条第1項第4号に掲げる者　年額　52,223円

(5)　令第39条第1項第5号に掲げる者　年額　59,344円

(6)　次のいずれかに該当する者　年額　65,279円

ア　地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7)　次のいずれかに該当する者　年額　72,994円

ア　合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8)　次のいずれかに該当する者　年額　80,115円

ア　合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9)　次のいずれかに該当する者　年額　89,016円

ア　合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10)　次のいずれかに該当する者　年額　103,852円

ア　合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額

を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者　年額　109,787円

ア　合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者　年額　115,721円

ア　合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者　年額　121,656円

2　所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額23,738円とする。

3　前2項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(平15条例18・平18条例23・平21条例7・平21条例14・平24条例7・平27条例15・平27条例19・一部改正)

(普通徴収に係る納期等)

第4条　普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期　7月20日から8月10日まで

第2期　8月20日から9月10日まで

第3期　9月20日から10月10日まで

第4期　10月20日から11月10日まで

第5期　11月20日から12月10日まで

第6期　12月20日から翌年の1月10日まで

第7期　1月20日から2月10日まで

第8期　2月20日から3月10日まで

2　市長は、特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3　市長は、次条の規定により保険料の額の算定を行つたときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

4　納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(平16条例10・一部改正)

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があつた場合)

第5条　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から、月割をもつて行う。

2　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

3　保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4　前3項の規定により算定した当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(平18条例23・平21条例7・平27条例15・一部改正)

第6条及び第7条　削除

(平16条例10)

(保険料の額の通知)

第8条　市長は、保険料の額が定まつたときは、速やかにこれを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(延滞金)

第9条　保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。

(保険料の徴収猶予)

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める者に対し、保険料の納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収を猶予することができる。

(1)　第1号被保険者又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が、その資産について震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2)　主たる生計維持者が、死亡したとき。

(3)　主たる生計維持者が、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(4)　主たる生計維持者が、その本業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(5)　主たる生計維持者が、その事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(6)　前各号に掲げる理由に類する理由があつたとき。

2　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2)　納期限及び保険料の額

(3)　徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条　市長は、災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者に対し、保険料を減免することができる。

2　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2)　納期限及び保険料の額

(3)　減免を受けようとする理由

3　第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第12条　第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から起算して15日以内)に、当該第1号被保険者の所得、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(委任)

第13条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第14条　市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条　市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれを応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平18条例23・一部改正)

第16条　市長は、被保険者(法第9条に規定する被保険者をいう。)、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第17条　市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)並びにこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条　第14条から前条までの過料の額は、情状により市長が定める。

2　第14条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、納入通知書を発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条　平成12年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　令第38条第1項第1号に掲げる者　年額　4,194円

(2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　年額　6,291円

(3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　年額　8,388円

(4)　令第38条第1項第4号に掲げる者　年額　10,485円

(5)　令第38条第1項第5号に掲げる者　年額　12,582円

2　平成13年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　令第38条第1項第1号に掲げる者　年額　12,582円

(2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　年額　18,873円

(3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　年額　25,164円

(4)　令第38条第1項第4号に掲げる者　年額　31,455円

(5)　令第38条第1項第5号に掲げる者　年額　37,746円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る納期等の特例)

第3条　平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期　10月20日から11月10日まで

第2期　11月20日から12月10日まで

第3期　12月20日から翌年の1月10日まで

第4期　1月20日から2月10日まで

第5期　2月20日から3月10日まで

2　平成12年度における第4条第2項の規定の適用については、同項中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

3　平成13年度における第6期から第11期までの納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第5期までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があつた場合)

第4条　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項又は第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては同年度を通じて第1号被保険者の資格を有したとした場合の保険料の額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数(当該第1号被保険者の資格を取得した日が属する月を含み、当該第1号被保険者の資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては次に掲げる額の合算額とする。

(1)　平成13年度を通じて第1号被保険者の資格を有したとした場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

(2)　平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

第5条　保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　当該該当するに至つた日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合該当するに至つた令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2)　当該該当するに至つた日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至つた日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至つた令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至つた日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3)　当該該当するに至つた日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に同年4月から当該該当するに至つた日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至つた令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至つた日が属する月から同年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至つた令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4)　当該該当するに至つた日が、平成13年10月中である場合令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額及び該当するに至つた令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5)　当該該当するに至つた日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至つた日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至つた令第38条第1項第1項、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至つた日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条　当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平25条例23・一部改正)

(瀬戸市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第7条　瀬戸市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年瀬戸市条例第21号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条　法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

2　法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

（平27条例16・追加）

附　則(平成15年3月31日条例第18号)

(施行期日)

1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の瀬戸市介護保険条例第3条第1項及び第2項の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成16年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の瀬戸市介護保険条例第4条第1項の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成18年3月28日条例第23号)

改正　平成20年3月28日条例第15号

(施行期日)

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の瀬戸市介護保険条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

3　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当する者　年額　32,846円

(2)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当する者　年額　32,846円

(3)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当する者　年額　41,306円

(4)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者(以下「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当する者　年額　37,325円

(5)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当する者　年額　37,325円

(6)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当する者　年額　45,287円

(7)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及び

すべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当する者　年額　53,747円

4　平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号及び第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度分の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当する者　年額　41,306円

(2)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当する者　年額　41,306円

(3)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当する者　年額　45,287円

(4)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者(以下「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当する者　年額　49,766円

(5)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当する者　年額　49,766円

(6)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当する者　年額　53,747円

(7)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及び

すべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当する者　年額　57,729円

(平成20年度における保険料率の特例)

5　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当する者　年額　41,306円

(2)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当する者　年額　41,306円

(3)　新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当する者　年額　45,287円

(4)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当する者　年額　49,766円

(5)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当する者　年額　49,766円

(6)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当する

者　年額　53,747円

(7)　新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当する者　年額　57,729円

(平20条例15・追加)

附　則(平成20年3月28日条例第15号)

(施行期日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月27日条例第7号)

(施行期日)

1　この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の瀬戸市介護保険条例第3条第1項の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

3　令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、44,222円とする。

附　則(平成21年6月26日条例第14号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第2号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条第1項第2号の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例(平成21年瀬戸市条例第7号)による改正前の規定の例による。

附　則(平成24年3月30日条例第7号)

(施行期日)

1　この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3　次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　新条例第3条第1項第3号に該当する者のうち、令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者　年額32,962円

(2)　新条例第3条第1項第4号に該当する者のうち、令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者　年額46,784円

附　則(平成25年12月26日条例第23号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

3　第1条の規定による改正後の瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例第3条第1項の規定、第2条の規定による改正後の瀬戸市介護保険条例附則第6条の規定、第3条の規定による改正後の瀬戸市国民健康保険条例附則第5条の規定、第4条の規定による改正後の瀬戸市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定及び第5条の規定による改正後の瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定並びに前項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則(平成27年3月27日条例第15号)

(施行期日)

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成27年3月27日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年6月30日条例第19号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、適用しない。

○瀬戸市介護保険条例施行規則

平成12年3月31日

規則第13号

改正　平成12年12月27日規則第36号

平成16年3月31日規則第13号

平成17年7月29日規則第22号

平成17年9月30日規則第31号

平成24年3月30日規則第19号

平成26年12月24日規則第43号

平成27年3月27日規則第16号

(趣旨)

第1条　この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)並びに瀬戸市介護保険条例(平成12年瀬戸市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第2条　瀬戸市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)に8の合議体を置く。

(合議体の委員の定数)

第3条　1合議体の委員の定数は、5人とする。

(合議体の招集)

第4条　合議体は、合議体の長が招集する。

(委任)

第5条　この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、認定審査会の会長が認定審査会に諮つて定める。

(特例居宅介護サービス費等の額)

第6条　法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第61条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(平12規則36・平17規則22・平17規則31・平24規則19・平26規則43・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第7条　法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)に相当する額とする。

(平12規則36・平26規則43・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第8条　法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第79条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(平17規則31・全改)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第9条　法第50条に規定する災害その他の省令第83条に規定する特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける法第50条各号に掲げる介護給付については、次の表左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合とする。

番号	特別の事情		介護給付の割合
(1)	要介護被保険者又は要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この条において「主たる生計維持者」という。)の居住する家屋又はその所有する財産が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、全壊、全焼、流失その他これに類する被害を受けた場合	災害により被害を受けた年の前年中における要介護被保険者及び主たる生計維持者の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合算額(以下「合計所得金額合算額」という。)が300万円以下のとき。	特例を受けようとする申請があつた日(以下「特例申請日」という。)の属する月の翌月から6月以内の期間100分の97
		災害により被害を受けた年の前年中における要介護被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の95
(2)	主たる生計維持者が死亡した場合	死亡した年の前年中における要介護被保険者及び主たる生計維持者の合	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分

		計所得金額合算額が300万円以下のとき。	の97
		死亡した年の前年中における要介護被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の95
(3)	主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは連続する6月以上の入院、本業若しくは業務の休廃止、失業その他これらに類する理由(以下この条において「収入減少理由」という。)により、主たる生計維持者の当該年(収入減少理由の生じた年(収入減少理由の生じた日が1月から3月までの間である場合にあつては、その前年)をいう。)の所得について算定した合計所得金額の見込額(以下この条において「当該年合計所得見込額」という。)が当該年の前年の所得につ	要介護被保険者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額の合算額が300万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の97
		要介護被保険者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額の合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の95

	いて算定した合計所得金額(以下この条において「前年合計所得金額」という。)に比し2分の1以下に減少するか、又はその者の当該年の翌年の所得について算定した合計所得金額の見込額が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少する場合		

2　前項の規定により介護給付の特例を受けようとする者は、災害による被害その他の特別の事情が生じた日から6月以内に、市長に申請しなければならない。

3　第1項の表第3号に掲げる事情に該当し、介護給付の特例を受けている者は、特例を受けている期間内にその事情が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(平26規則43・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第10条　法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額(法第51条の3第2項第1号に定める額)及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額(法第51条の3第2項第2号に定める額)の合計額とする。

(平17規則31・追加、平26規則43・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第11条　法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準

により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(平12規則36・一部改正、平17規則31・旧第10条繰下・一部改正、平24規則19・平26規則43・平27規則16・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第12条　法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)に相当する額とする。

(平12規則36・一部改正、平17規則31・旧第11条繰下、平26規則43・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第13条　法第60条に規定する災害その他の省令第97条に規定する特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける法第60条各号に掲げる予防給付については、次の表左欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合とする。

番号	特別の事情		予防給付の割合
(1)	要支援被保険者又は要支援被保険者の属する世帯の	災害により被害を受けた年の前年中における要	特例申請日の属する月の翌月から6

	生計を主として維持する者(以下この条において「主たる生計維持者」という。)の居住する家屋又はその所有する財産が、災害により、全壊、全焼、流失その他これに類する被害を受けた場合	支援被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円以下のとき。	月以内の期間100の97
		災害により被害を受けた年の前年中における要支援被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の95
(2)	主たる生計維持者が死亡した場合	死亡した年の前年中における要支援被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の97
		死亡した年の前年中における要支援被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の95
(3)	主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは連続する6月以上の入院、本業若しくは業務の休廃止、失業そ	要支援被保険者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額の合算額が300万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の97

	の他これらに類する理由(以下この条において「収入減少理由」という。)により、主たる生計維持者の当該年(収入減少理由の生じた年(収入減少理由の生じた日が1月から3月までの間である場合にあつては、その前年)をいう。)の所得について算定した合計所得金額の見込額(以下この条において「当該年合計所得見込額」という。)が当該年の前年の所得について算定した合計所得金額(以下この条において「前年合計所得金額」という。)に比し2分の1以下に減少するか、又はその者の当該年の翌年の所得について算定した合計所得金額の見込額が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少する場合	要支援被保険者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額の合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	特例申請日の属する月の翌月から6月以内の期間100分の95

2　前項の規定により予防給付の特例を受けようとする者は、災害による被害その他の特別の事情が生じた日から6月以内に、市長に申請しなければならない。

3　第1項の表第3号に掲げる事情に該当し、予防給付の特例を受けている者は、特例を受け

ている期間内にその事情が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(平17規則31・旧第12条繰下、平26規則43・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第14条　法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額(法第61条の3第2項第1号に定める額)及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額(法第61条の3第2項第2号に定める額)の合計額とする。

(平17規則31・追加、平26規則43・一部改正)

(保険料)

第15条　保険料の納付義務者は、それぞれの納期に納付すべき保険料を納付する場合において、当該納期の後の納期に納付すべき保険料を合わせて納付することができる。

(平17規則31・旧第13条繰下)

(保険料の減免)

第16条　市長は、条例第11条の規定により、保険料の納付義務者が次の表左欄に掲げる減免対象の事情に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表右欄に定める額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を減免する。

番号	減免対象の事情		減免額
(1)	第1号被保険者又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この条において「主たる生計維持者」という。)	災害により被害を受けた年の前年中における第1号被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円以下	保険料の減免を受けようとする申請があつた日(以下「減免申請日」という。)の7日以後最初に到来

	の居住する家屋又はその所有する財産が、災害により、半壊、半焼その他これに類する被害を受けた場合	のとき。	する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の100分の50に相当する額
		災害により被害を受けた年の前年中における第1号被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	減免申請日の7日以後最初に到来する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の100分の25に相当する額
(2)	第1号被保険者又は主たる生計維持者の居住する家屋又はその所有する財産が、災害により、全壊、全焼、流失その他これに類する被害を受けた場合	災害により被害を受けた年の前年中における第1号被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円以下のとき。	減免申請日の7日以後最初に到来する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の全額
		災害により被害を受けた年の前年中における第1号被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額合算額が300万円を超え600万円以下のとき。	減免申請日の7日以後最初に到来する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の100分

			の50に相当する額
(3)	主たる生計維持者が死亡した場合	死亡した年の前年中における主たる生計維持者の合計所得金額が300万円以下のとき。	減免申請日の7日以後最初に到来する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の全額
(4)	主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは連続する6月以上の入院、本業若しくは業務の休廃止、失業その他これらに類する理由(以下この条において「収入減少理由」という。)により、主たる生計維持者の当該年(収入減少理由の生じた年(収入減少理由の生じた日が1月から3月までの間である場合にあつては、その前年)をいう。)の所得について算定した合計所得金額の見込額(以下この条において「当該年合計所得見込額」という。)が当該年の前年の所得について算定した合計	主たる生計維持者の前年合計所得金額が100万円以下のとき。	減免申請日の7日以後最初に到来する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の全額
		主たる生計維持者の前年合計所得金額が100万円を超え300万円以下のとき。	減免申請日の7日以後最初に到来する納期限に係る納期以後4期以内の各納期において納付すべき保険料の額の100分の50に相当する額

	所得金額(以下この条において「前年合計所得金額」という。)に比し2分の1以下に減少するか、又はその者の当該年の翌年の所得について算定した合計所得金額の見込額が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少する場合		
(5)	第1号被保険者が法第63条の規定により保険給付の制限を受けている場合		保険給付の制限を受ける期間における各納期に納付すべき保険料の額の全額
(6)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事情がある場合		市長が必要と認める額

2　同一人が同時に前項の表各号のうち2以上に該当する場合においては、当該各号のうち、減免額が最も多いものの規定を適用する。

3　第1号被保険者及び主たる生計維持者が所得の申告をしていないときは、保険料の減免は行わないものとする。

(平16規則13・一部改正、平17規則31・旧第15条繰下)

(過誤納金)

第17条　市長は、納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付し、又は充当する場合は、速やかに介護保険料還付通知書又は介護保険料充当通知書により、当該納付義務者にその旨を通知するものとする。

2　過納又は誤納に係る徴収金の還付を受けようとする者は、介護保険料還付請求書を市長

に提出しなければならない。

(平17規則31・旧第16条繰下)

(諸書類の様式)

第18条　条例及びこの規則に定める諸書類の様式は、市長が別に定める。

(平17規則31・旧第17条繰下)

(委任)

第19条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平17規則31・旧第18条繰下)

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(瀬戸市介護認定審査会規則の廃止)

2　瀬戸市介護認定審査会規則(平成11年瀬戸市規則第29号)は、廃止する。

附　則(平成12年12月27日規則第36号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附　則(平成16年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の瀬戸市介護保険条例施行規則第15条の規定は、この規則の施行の日以後に介護保険料の減免の承認を受けた者について適用し、同日前に承認を受けた者については、なお従前の例による。

附　則(平成17年7月29日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年9月30日規則第31号)

(施行期日)

1　この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日前に行われた居宅サービス、居宅介護支援又は施設サービスに係るこの規則による改正前の瀬戸市介護保険条例施行規則の規定による保険給付については、なお従前の例による。

附　則(平成24年3月30日規則第19号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成26年12月24日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年3月27日規則第16号)

(施行期日)

1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　瀬戸市介護保険条例(平成12年瀬戸市条例第16号)附則第8条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置において、当該事業を行うこととされた市長が定める日において介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第2項に規定する要支援認定を受けていた被保険者については、当該要支援認定の有効期間(同法第33条第1項に規定する有効期間をいう。)の末日までの間は、改正後の瀬戸市介護保険条例施行規則の規定は適用せず、改正前の瀬戸市介護保険条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

○半田市介護保険条例

平成十二年三月三十一日

条例第二十一号

改正　平成一二年一二月二〇日条例第四三号

平成一二年一二月二〇日条例第五五号

平成一三年三月三〇日条例第一七号

平成一五年三月二八日条例第一八号

平成一八年三月二八日条例第二五号

平成二〇年三月二八日条例第一一号

平成二一年三月三一日条例第一一号

平成二四年三月二七日条例第一六号

平成二五年五月一六日条例第一六号

平成二七年三月二七日条例第一一号

目次

第一章　市が行う介護保険(第一条)

第二章　介護認定審査会(第二条)

第三章　削除

第四章　保険料(第五条―第十二条)

第五章　介護保険運営協議会(第十三条)

第六章　雑則(第十四条)

第七章　罰則(第十五条―第十九条)

附則

第一章　市が行う介護保険

(市が行う介護保険)

第一条　半田市(以下「市」という。)が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章　介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第二条　半田市介護認定審査会の委員の定数は、四十人以内とする。

第三章　削除

第三条及び第四条　削除

第四章　保険料

(保険料率)

第五条　平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十九条第一項第一号に掲げる者　二万六千六百三十円

二　令第三十九条第一項第二号に掲げる者　四万八百三十円

三　令第三十九条第一項第三号に掲げる者　四万四千三百七十円

四　令第三十九条第一項第四号に掲げる者　四万九千百十円

五　令第三十九条第一項第五号に掲げる者　五万九千百六十円

六　次のいずれかに該当する者　六万八千四十円

イ　地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が百二十五万円未満である者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。)

七　次のいずれかに該当する者　七万九千八百七十円

イ　合計所得金額が二百万円未満の者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第九号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。)

八　次のいずれかに該当する者　九万七千六百二十円

イ　合計所得金額が四百万円未満の者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第十号ロに該当する者を除く。)

九　次のいずれかに該当する者　十一万二千四百十円

イ　合計所得金額が六百万円未満の者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)

十　次のいずれかに該当する者　十一万八千三百二十円

イ　合計所得金額が千万円未満の者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

十一　前各号のいずれにも該当しない者　十三万百六十円

2　所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第一号に該当する者の平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万三千六百七十円とする。

(普通徴収に係る納期)

第六条　普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第一期　七月一日から同月三十一日まで

第二期　八月一日から同月三十一日まで

第三期　九月一日から同月三十日まで

第四期　十月一日から同月三十一日まで

第五期　十一月一日から同月三十日まで

第六期　十二月一日から同月三十一日まで

第七期　翌年一月一日から同月三十一日まで

第八期　翌年二月一日から同月末日まで

2　前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第一号被保険者又は連帯納付義務者に対しその納期を通知しなければならない。

3　納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第七条　保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。

2　保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。

3　保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当するに至つた第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第九号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4　前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に十円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第八条　保険料の額が定まつたときは、市長は、速やかに、これを第一号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(延滞金)

第九条　介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年十四・六パーセント(納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセントとする。)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2　延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該納付金額に千円未満の端数があるときは、又はその全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3　延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

5　市長は、納付義務者が納期限までに、納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(保険料の徴収猶予)

第十条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

一　第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

五　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

2　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

一　第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三　徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第十一条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

一　第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

五　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

2　前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、減免事由発生の日から三十日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

一　第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三　減免を必要とする理由

3　第一項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第十二条　第一号被保険者は、毎年度三月十五日まで(保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から十四日以内)に、第一号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第一号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十七条の二第一項の申告書(第一号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者である場合には、同法第三百十七条の六第一項又は第三項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第五章　介護保険運営協議会

(設置)

第十三条　介護保険の運営が、円滑かつ適切に行われ、市民の意見を十分反映したものとなるよう、その基本方針及び諸課題を調査審議するために、半田市介護保険運営協議会を置く。

第六章　雑則

(規則への委任)

第十四条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第七章　罰則

第十五条　市は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき(同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第十六条　市は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する。

第十七条　市は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第十八条　市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この条例の規定による徴収金(法第百五十条第一項に規定する納付金及び法第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第十九条　前四条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2　前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附　則

(施行期日)

第一条　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(平成十二年度及び平成十三年度における保険料率の特例)

第二条　平成十二年度における保険料率は、第五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　令第三十八条第一項第一号に掲げる者　四千百十円

二　令第三十八条第一項第二号に掲げる者　六千百七十円

三　令第三十八条第一項第三号に掲げる者　八千二百三十円

四　令第三十八条第一項第四号に掲げる者　一万二百九十円

五　令第三十八条第一項第五号に掲げる者　一万二千三百五十円

2　平成十三年度における保険料率は、第五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　令第三十八条第一項第一号に掲げる者　一万二千三百五十円

二　令第三十八条第一項第二号に掲げる者　一万八千五百二十円

三　令第三十八条第一項第三号に掲げる者　二万四千七百円

四　令第三十八条第一項第四号に掲げる者　三万八百七十円

五　令第三十八条第一項第五号に掲げる者　三万七千五十円

(普通徴収に係る納期の特例)

第三条　平成十二年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第一期　十月一日から同月三十一日まで

第二期　十一月一日から同月三十日まで

第三期　十二月一日から同月三十一日まで

第四期　翌年一月一日から同月三十一日まで

第五期　翌年二月一日から同月末日まで

2　平成十二年度において第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「十月一日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3　平成十三年度においては、十月から三月の納期に納付すべき保険料額は、四月から九月の納期に納付すべき保険料額に二を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成十二年度及び平成十三年度における普通徴収の特例)

第四条　保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、平成十二年度においては、平成十二年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成十二年度通年保険料額」という。)を六で除して得た額に、平成十二年十月から平成十三年三月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成十三年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一　平成十三年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成十三年度通年保険料額」という。)を十八で除して得た額に、平成十三年四月から同年九月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

二　平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に、平成十三年十月から平成十四年三月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第五条　保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当するに至つた第一号被保険者に係る保険料の額は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十二年度及び平成十三年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　当該該当するに至つた日が、平成十二年四月一日から同年十月三十一日までの間である場合　該当するに至つた令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額

二　当該該当するに至つた日が、平成十二年十一月一日から平成十三年三月三十一日までの間である場合　令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかつたとした場合の平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に平成十二年十月から当該該当するに至つた日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至つた令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に当該該当するに至つた日が属する月から平成十三年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

三　当該該当するに至つた日が、平成十三年四月一日から同年九月三十日までの間である場合　令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかつた場合の平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に平成十三年四月から当該該当するに至つた日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至つた令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に当該該当するに至つた日が属する月から平成十三年九月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至つた令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額に三分の二を乗じて得た額の合算額

四　当該該当するに至つた日が、平成十三年十月中である場合　令第三十八条第一項第一

号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかつたとした場合の平成十三年度通年保険料額を三で除して得た額並びに該当するに至つた令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額に三分の二を乗じて得た額の合算額

五　当該該当するに至つた日が、平成十三年十一月一日から平成十四年三月三十一日までの間である場合　令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかつたとした場合の平成十三年度通年保険料額を三で除して得た額、令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかつたとした場合の平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に平成十三年十月から当該該当するに至つた日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至つた令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に当該該当するに至つた日が属する月から平成十四年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合等の特例)

第六条　当分の間、第九条に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

(半田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第七条　半田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成十一年半田市条例第二十四号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第八条　法第百十五条の四十五第一項、第二項第四号、同項第五号及び同項第六号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等については、その円滑な実施を図るため、平成二十七年四月一日からそれぞれ市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附　則(平成一二年一二月二〇日条例第四三号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則(平成一二年一二月二〇日条例第五五号)

この条例は、公布の日から施行し、平成十二年七月一日から適用する。

附　則(平成一三年三月三〇日条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成一五年三月二八日条例第一八号)

(施行期日)

1　この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に完了し、かつ、当該住宅改修に要した費用を完済した住宅改修については、なお従前の例による。

3　改正後の半田市介護保険条例第五条の規定は、平成十五年度以降の年度分の保険料から適用し、平成十四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成一八年三月二八日条例第二五号)

改正　平成二〇年三月二八日条例第一一号

(施行期日)

第一条　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(平成十八年度及び平成十九年度における保険料率の特例)

第二条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二十八号。この条において「平成十八年介護保険等改正令」という。)附則第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十八年度の保険料率は、第五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第五条第一項第一号に該当するもの　三万二千七十円

二　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの

とした場合、第五条第一項第二号に該当するもの　三万二千七十円

三　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第三号に該当するもの　四万三百三十円

四　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項の適用を受けるもの(以下この項において「第二項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第一号に該当するもの　三万六千四百五十円

五　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第二項経過措置対象者に限る。)が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第二号に該当するもの　三万六千四百五十円

六　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第二項経過措置対象者に限る。)が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第三号に該当するもの　四万四千二百二十円

七　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第二項経過措置対象者に限る。)が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第四号に該当するもの　五万二千四百八十円

2　平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第三号又は第四号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十九年度の保険料率は、第五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第一号に該当するもの　四万三百三十円

二　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第二号に該当するもの　四万三百三十円

三　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべて

の世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第三号に該当するもの　四万四千二百二十円

四　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項の適用を受けるもの(以下この項において「第四項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第一号に該当するもの　四万八千六百円

五　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第四項経過措置対象者に限る。)が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第二号に該当するもの　四万八千六百円

六　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第四項経過措置対象者に限る。)が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第三号に該当するもの　五万二千四百八十円

七　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第四項経過措置対象者に限る。)が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第四号に該当するもの　五万六千三百七十円

(平成二十年度における保険料率の特例)

第三条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百六十五号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二十八号。この条において「新平成十八年介護保険等改正令」という。)附則第四条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成二十年度の保険料率は、第五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第五

条第一項第一号に該当するもの　四万三百三十円

二　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第二号に該当するもの　四万三百三十円

三　第五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第三号に該当するもの　四万四千二百二十円

四　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第五号に該当する者(以下この項において「第五号該当者」という。)に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第一号に該当するもの　四万八千六百円

五　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第五号該当者に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第二号に該当するもの　四万八千六百円

六　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第五号該当者に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第三号に該当するもの　五万二千四百八十円

七　第五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第五号該当者に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第五条第一項第四号に該当するもの　五万六千三百七十円

(経過措置)

第四条　改正後の半田市介護保険条例第五条の規定は、平成十八年度以降の年度分の保険料から適用し、平成十七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成二〇年三月二八日条例第一一号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則(平成二一年三月三一日条例第一一号)

(施行期日)

1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)

2　令附則第十一条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第五条の規定にかかわらず、三万九千二百九十円とする。

(経過措置)

3　改正後の半田市介護保険条例第五条の規定は、平成二十一年度以降の年度分の保険料から適用し、平成二十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成二四年三月二七日条例第一六号)

(施行期日)

1　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平成二十四年度から平成二十六年度までにおける保険料率の特例)

2　令附則第十六条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率は、第五条の規定にかかわらず、四万千二百三十円とする。

3　令附則第十七条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率は、第五条の規定にかかわらず、四万九千六百円とする。

(経過措置)

4　改正後の半田市介護保険条例第五条の規定は、平成二十四年度以降の年度分の保険料から適用し、平成二十三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則(平成二五年五月一六日条例第一六号)抄

(施行期日)

第一条　この条例は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中第三十三条の七第二項の改正規定並びに附則第三条の二、附則第四条、附則第四条の二、附則第七条の四、附則第十七条の二及び附則第二十三条の二の改正規定並びに第三条の改正規定並びに第四条の改正規定並びに次条並びに附則第三条第一項及び第二項の規定　平成二十六年一月一日

(延滞金に関する経過措置)

第二条　第一条の規定による改正後の半田市市税条例(以下「新条例」という。)附則第三条

の二の規定、第三条の規定による改正後の半田市税外収入に係る延滞金に関する条例第二条第一項の規定及び第四条の規定による改正後の半田市介護保険条例附則第六条の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則(平成二七年三月二七日条例第一一号)

(施行期日)

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の第五条の規定は、平成二十七年度以降の年度分の保険料から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○半田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成二十五年三月二十七日

条例第十二号

改正　平成二七年三月二七日条例第一二号

(趣旨)

第一条　この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十八条の二第一項及び第四項第一号並びに第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第二条　前条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「省令」という。)に定める基準とする。

2　前項の規定における省令第三条の四十第二項、第十七条第二項、第六十条第二項、第八十七条第二項、第百七条第二項、第百二十八条第二項、第百五十六条第二項(第百六十九条において準用する場合を含む。)及び第百八十一条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

3　第一項の規定における省令第百三十二条第一項第一号のイの定員は、地域の実情等を勘案して市長が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる。

(非常災害対策)

第三条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスを行う者は、震災、風水害、火災その他の非常災害時に際して必要な設備を設けるとともに、利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しなければならない。

2　前項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市、関係機関、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(入所定員)

第四条　法第七十八条の二第一項の条例で定める数は、二十九人以下とする。

(申請者の資格)

第五条　法第七十八条の二第四項第一号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百三十一条の十の二に定める者とする。

(本市以外の市町村に所在する事業所に係る基準等)

第六条　第二条から前条までの規定にかかわらず、本市以外の市町村に所在する指定地域密着型サービスの事業所に係る指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、当該市町村の条例で定める基準等とする。

(委任)

第七条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に完結しているものに係る記録については、第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成二七年三月二七日条例第一二号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

半田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づく福祉用具購入費等を支給する際に受領委任払いを行うことにより、要介護被保険者等の経済的負担を軽減することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）福祉用具購入費等　法に規定する居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費をいう。

（２）要介護被保険者等　法に規定する居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者をいう。

（３）事業者　法に規定する特定福祉用具の販売事業者及び住宅改修を行う業者をいう。

（適用要件）

第３条　受領委任の対象者は、市が行う介護保険の要介護被保険者等とする。ただし、法第66条の規定により支払方法が変更されている者は、除くものとする。

（手続）

第４条　要介護被保険者等からの受領委任を受けようとする事業者は、あらかじめ福祉用具購入費等受領委任払事業者登録申請書（様式第１）及び確認書（様式第２）により市長に届け出をし、登録を行なわなければならない。

２　要介護被保険者等は、受領委任により事業者への利用者負担額の支払に代えようとするときは、受領委任払用介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第３）又は受領委任払用介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第４）により、事業者に申し出なければならない。

３　前項の申し出を受けた事業者は、これに同意したときは、当該支給申請書に必要事項を記入し、記名・押印のうえ、これを要介護被保険者等に交付するものとする。

４　前項の支給申請書を受け取った要介護被保険者等は、これに給付に関する証拠書類その他必要な書類を添付して市長に速やかに提出するものとする。

（支給決定）

第５条　市長は、前条の支給申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、給付の可否を決定するとともに、その旨を介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書（様式第５）により、要介護被保険者等に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により支給を決定したときは、速やかに福祉用具購入費等を福祉用具購入費等受領委任払事業者登録申請書で指定する預金口座に振り込むものとする。

（不正受給）

第６条　市長は、事業者が受領委任の方法によって、不正に福祉用具購入費等を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を事業者から返還させるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

様式第1（第4条関係）

福祉用具購入費等受領委任払事業者登録申請書

半田市長殿

年　　月　　日

（申請者）所在地

事業者名

代表者名　　印

福祉用具購入費等受領委任払事業者として登録したいので次のとおり申請します。

申請日	年　　月　　日	登録事業	□住宅改修 ・ □福祉用具販売
事業者名			
郵便番号	－	事業者番号	
住　所			
代表者名			
電話番号	－ －		
FAX番号	－ －		
メールアドレス			
備　考	変更の場合は変更箇所を具体的に記載してください。		

振込先口座

フリガナ				口座番号	
口座名義人					
金融機関コード		支店コード		口座種別	1普通　2当座 3その他（　　）
金融機関名	銀行 信金・信組 農協			支店名	店

（注）この申請をすることにより受領委任払いの制度を利用する被保険者などに対して登録事業者として公表します。

様式第2（第4条関係）

確　　認　　書

半田市(以下「甲」という。)と事業者 ……(以下「乙」という。)は、受領委任払いとなる福祉用具購入費等について、半田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の定めに従い、次の事項について確認をする。

1 「乙」は、次に掲げる規定を遵守するものとする。

(1) 要介護被保険者等から償還払いとなる福祉用具購入費等の受領について、申し出を受けたときは、介護保険被保険者証等により、受領の適否を確認するとともに、受領する場合においては、誠実にこれを履行する。

(2) 当該事務処理にあたっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努める。

(3) 住宅改修にあっては、「甲」に事前に工事内容の説明を行い、給付対象経費及び給付見込額について「甲」の確認を得るものとする。ただし、介護支援専門員が代わってこれを行う場合には、「乙」からの説明等を省略することができる。

(4) 受領委任払いによる給付に必要な利用者負担分の領収証（給付対象経費の1割分）及びパンフレット、見積書、工事内訳書、着工前後の写真等の関係資料を、介護サービスの種類に応じて要介護被保険者等に提供するものとする。

(5) サービス提供に当たっては、他の利用者との公平性の確保に努める。

(6) 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。

(7) この受領委任に関して「甲」から必要な指示があった場合には、誠意をもってこれに従うものとする。

(8) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、「乙」は当事者間で協議の上、誠意をもって、これを解決するものとする。

(9) 福祉用具購入費等受領委任払事業者登録申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、変更内容を記載した登録申請書を市長に届け出ること。

2 「甲」は、この受領委任に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、福祉用具購入費等の支払又は受領委任を拒否することができる。

(1) 受領委任に関して不正な保険請求があった場合

(2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合

(3) 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合

(4) 「甲」の指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することが困難と判断した場合

3 この確認書によりがたい事情が生じたとき又はこの確認書に疑義が生じたときは、「甲」、「乙」両者協議して決定する。

この確認の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年　　月　　日

甲　半　田　市
代 表 者　半田市東洋町二丁目1番地
半田市長　㊞

所 在 地
乙　事業者名
代表者名　㊞

様式第3（第4条関係）　　保険者番号２３２０５８

受領委任払用介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名		被保険者番号	００００	
		生年月日		性別
		明･大･昭　年　月　日		男・女
住所	半田市			
要介護状態区分	要支援（　）・要介護（　）	認定の有効期間	年　月　日～ 年　月　末日	
福祉用具購入の種目（購入種目に○をつけてください）	・腰掛便座　〔上置便座　補高便座　昇降便座　ポータブルトイレ〕 ・入浴補助用具〔入浴用いす　浴槽用手すり　浴槽内いす　入浴台　浴室内すのこ　浴槽内すのこ　入浴用介助ベルト〕		・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具	

購入商品名	製造事業者名	購入日（領収日）	購入金額	支給金額（市記入欄）
		年　月　日	円	円
		年　月　日	円	円
		年　月　日	円	円

販売事業者名		年　月分	支給金額合計　円
販売事業者番号		円	利用者負担額　円
必要な理由	居宅（介護予防）サービス計画書のとおり	現在の状況	（在宅　・入院中　・入所中）

半田市長 殿　　申請日：　年　月　日

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。
また、上記申請に基づく給付費の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。

添付書類：領収書、証明書（種目、品名規格及び本体価格を明記したもの）、福祉用具のパンフレット等
居宅（介護予防）サービス計画書・サービス担当者会議の要点（第２表・第４表）

委任日：　年　月　日

申請者（委任者）　住所
氏名　印　電話番号（　）　－

●申請者が資格を喪失された場合はこちらも記入ください。
年　月　日
代理申請者　住所
氏名　印　電話番号（　）　－
本人との関係（　）

上記申請者に係る福祉用具購入費の受領について同意いたします。
なお、給付費は登録した振込先口座に振り込んでください。

半田市 受領委任登録番号				

受任日：　年　月　日

事業者（受任者）　所在地
事業者名　電話番号（　）　－
代表者名　印　担当者

市記入欄

給付制限の状況等	滞納	支給実績（年度外）	支給実績（年度内）
有・無 給付割合　％	有・無 承認	費用額　円 支給額　円 種目	費用額　円 支給額　円 種目

様式第4（第4条関係）　　保険者番号２３２０５８

受領委任払用介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ		被保険者番号	００００
被保険者氏名		生年月日	明・大・昭　年　月　日
		性別	男・女
改修する住宅の住所	半田市		
住宅の所有者	所有者氏名：　被保険者との関係（　）	所有者への住宅改修工事の承諾確認	
承諾欄	この申請による住宅改修を承諾します。 氏名：　印　※３親等以内は押印不要	有　・　無	
要介護状態区分	要支援（　）・要介護（　）	認定の有効期間	年　月　日 年　月　末日
改修の内容等	1　手すりの取付け	事業者名	
	2　段差の解消	事業者番号	
	3　床又は通路面の材料の変更	着工日	年　月　日
	4　扉の取替え	完成日	年　月　日
	5　便器の取替え	改修費用	円

半田市長　殿　　申請日：　年　月　日

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。
また、上記申請に基づく給付費の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。
添付書類：介護支援専門員が作成した住宅改修が必要な理由書、領収証、工事費内訳書
改修箇所の工事前後の写真（撮影日が確認できるもの）

委任日：　年　月　日

申請者（委任者）
住所
氏名　印　電話番号（　）　－

●申請者が資格を喪失された場合はこちらも記入ください。
年　月　日
代理申請者（委任者）
住所
氏名　印　電話番号（　）　－
本人との関係（　）

上記申請者に係る住宅改修費の受領について同意いたします。
なお、給付費は登録した振込先口座に振り込んでください。

半田市受領委任登録番号			

受任日：　年　月　日

事業者（受任者）
所在地
事業者名　電話番号（　）　－
代表者名　印　担当者

市　記　入　欄

窓口承認欄					給付制限の状況	滞納	リセット	前回支給実績	
日付	高齢介護課担当	→	事業者名	担当	有・無	有・無	転居・３段階	費用額	円
／					給付割合 %			支給額	円

様式第5（第5条関係）

介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書

年　月　日

様

半田市長　　印

福祉用具購入費等の受領委任払について下記の通り、決定しましたので通知します。

事業者番号	
事業者名	

被保険者氏名		被保険者番号	
受付年月日	年　月　日	決定年月日	年　月　日
サービス提供年月	年　月		
給付の種類			
支　給			
不支給の理由			

問い合わせ先
半田市福祉部高齢介護課　介護保険担当
住　　所　〒475-8666　愛知県半田市東洋町二丁目1番地
電話番号　(0569)21-3111

不服の申立
この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県介護保険審査会（〒460-8501愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号TEL(052)961-2111）に対し審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に半田市を被告として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
1　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○豊川市介護保険条例

平成12年３月24日条例第８号

改正

平成15年３月20日条例第17号

平成15年12月19日条例第39号

平成17年12月28日条例第44号

平成18年３月27日条例第25号

平成19年12月26日条例第44号

平成20年３月25日条例第９号

平成21年３月23日条例第10号

平成21年12月22日条例第42号

平成24年３月28日条例第10号

平成24年12月28日条例第41号

平成25年６月25日条例第11号

平成27年３月26日条例第10号

平成27年６月30日条例第20号

豊川市介護保険条例

目次

第１章　市が行う介護保険（第１条）

第２章　介護認定審査会（第２条）

第３章　保険料（第３条―第13条）

第４章　雑則（第14条）

第５章　罰則（第15条―第19条）

附則

第１章　市が行う介護保険

（市が行う介護保険）

第１条　市が行う介護保険については、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第２条　豊川市介護認定審査会の委員の定数は、77人とする。

第３章　保険料

（保険料率）

第３条　平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　31,080円

（２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　43,512円

（３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　46,620円

（４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　55,944円

（５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　62,160円

（６）　次のいずれかに該当する者　74,592円

ア　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（７）　次のいずれかに該当する者　80,808円

ア　合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（８）　次のいずれかに該当する者　93,240円

ア　合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（９）　次のいずれかに該当する者　105,672円

ア　合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10)　次のいずれかに該当する者　111,888円

ア　合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11)　前各号のいずれにも該当しない者　118,104円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,972円とする。

（普通徴収に係る納期等）

第４条　普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　４月15日から同月30日まで

第２期　６月15日から同月30日まで

第３期　８月15日から同月31日まで

第４期　10月15日から同月31日まで

第５期　12月15日から同月28日まで

第６期　翌年２月15日から同月末日まで

２　前項に規定する納期限が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、同項の規定にかかわらず、当該納期限は、日曜日等の翌日（第５期の納期限にあっては、翌年１月４日以後の最初の日曜日等でない日）とする。

３　市長は、第１号被保険者が前２項に規定する納期により難いと認めるときは、それらの規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者に対し、その別に定めた納期を通知しなければならない。

４　納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、８月31日以後最初に到来する納期限に係る分割金額に

合算するものとする。

（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第５条　法第130条に規定する保険料の賦課期日（以下「賦課期日」という。）後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る当該年度分の保険料額の算定は、その資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る当該年度分の保険料額の算定は、その資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（１）に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。

４　市長は、前３項の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定により算定された当該年度分の保険料額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

第６条　市長は、保険料額の算定の基礎に用いる合計所得金額又は市町村民税の課税の有無が確定しないため、第１号被保険者に係る当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来する納期において徴収する保険料に限り、当該第１号被保険者の前年度の保険料額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要があると認めるときは、その額の範囲内において市長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法によって徴収する。

２　市長は、前項の規定により保険料を第１号被保険者に賦課した場合において、当該保険料額が確定した当該年度分の保険料額に満たないこととなる場合にあっては当該年度分の保険料額が確定した日以後においてその不足額を当該第１号被保険者から徴収し、既に徴収した保険料額が確定した当該年度分の保険料額を超えることとなる場合にあってはその過納額を当該第１号被保険者に対し還付し、又は当該第１号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第７条　前条第１項の規定により保険料を第１号被保険者に賦課した場合において、当該第１号被保険者は、当該年度分の保険料額が前年度の保険料額の２分の１に相当する額に満たないこととなると認めるときは、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に同項の規定により徴収される保険料額の修正を市長に申し出ることができる。

２　市長は、前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認めるときは、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第１項の規定により徴収する保険料額を修正しなければならない。

（保険料額の通知）

第８条　市長は、保険料額を確定したときは、速やかに、これを第１号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

第９条　削除

（延滞金）

第10条　法第132条の規定により保険料を普通徴収の方法によって納付する義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、その納付する金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

２　前項に規定する年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第11条　市長は、納付義務者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、当該納付義務者の申請によりその納付することができないと認められる金額を限度として、１年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

（２） 第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

（３） 第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

（４） 第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

２ 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする納付義務者は、規則で定めるところにより、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

（保険料の減免）

第12条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者については、その者の申請により保険料を減免することができる。

２ 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

３ 第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第13条 第１号被保険者は、毎年度４月15日まで（賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した者は、その資格を取得した日から15日以内）に、当該第１号被保険者の所得状況及び当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯主等」という。）に係る市町村民税の課税の有無その他市長が必要があると認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第１号被保険者の前年中の所得状況又は世帯主等に係る前年度の市町村民税の課税の有無につき地方税法第317条の２第１項の申告書（第１号被保険者又は世帯主等が同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の６第１項又は第３項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第４章 雑則

（規則への委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

（罰則）

第15条　法第12条第１項本文の規定による届出をしない第１号被保険者（同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主がした当該届出に係る第１号被保険者を除く。）又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

第16条　法第30条第１項後段、法第31条第１項後段、法第33条の３第１項後段、法第34条第１項後段、法第35条第６項後段、法第66条第１項若しくは第２項又は法第68条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第17条　正当な理由なしに、法第202条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、第１号被保険者の配偶者若しくは第１号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

第18条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第１項に規定する納付金及び法第157条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料に処する。

第19条　前４条の過料の額は、情状により、市長が定める。

２　前４条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第２条　平成12年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　令第38条第１項第１号に掲げる者　3,998円

（２）　令第38条第１項第２号に掲げる者　5,997円

（３）　令第38条第１項第３号に掲げる者　7,995円

（４）　令第38条第１項第４号に掲げる者　9,994円

（５）　令第38条第１項第５号に掲げる者　11,993円

２　平成13年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める額とする。

（1） 令第38条第１項第１号に掲げる者　11,993円

（2） 令第38条第１項第２号に掲げる者　17,989円

（3） 令第38条第１項第３号に掲げる者　23,985円

（4） 令第38条第１項第４号に掲げる者　29,982円

（5） 令第38条第１項第５号に掲げる者　35,978円

（平成12年度における納期の特例）

第３条　平成12年度における納期は、第４条第１項及び第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第１期　10月15日から同月31日まで

第２期　12月15日から同月28日まで

第３期　翌年２月15日から同月28日まで

２　前項の場合における第４条第３項の規定の適用については、同項中「別に」とあるのは、「10月15日以後において別に」とする。

（平成12年度及び平成13年度における保険料額の特例）

第４条　平成13年度においては、第４期から第６期までの各納期に納付すべき保険料額は、第１期から第３期までの各納期に納付すべき保険料額に２を乗じて得た額とすることを基本とする。

第５条　賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料額は、第５条第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じてその資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成12年度通年保険料額」という。）を６で除して得た額に、平成12年10月から平成13年３月までの間においてその資格を有する月数（その資格を取得した日の属する月を含み、その資格を喪失した日の属する月を除く。以下この条において同じ。）に相当する数を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

（1） 平成13年度を通じて第１号被保険者の資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年４月から同年９月までの間においてその資格を有する月数に相当する数を乗じて得た額

（2） 平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成13年10月から平成14年３月までの間において第１号被保険者の資格を有する月数に相当する数を乗じて得た額

第６条　賦課期日後に令第38条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有する

に至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。以下この条において同じ。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合　該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合　令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日の属する月の前月までの月数に相当する数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日の属する月から平成13年3月までの月数に相当する数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合　令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日の属する月の前月までの月数に相当する数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日の属する月から平成13年9月までの月数に相当する数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合　令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合　令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかった

とした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額、令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日の属する月の前月までの月数に相当する数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に当該該当するに至った日の属する月から平成14年３月までの月数に相当する数を乗じて得た額の合算額

（延滞金の割合の特例）

第７条　当分の間、第10条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（豊川市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

第８条　豊川市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年豊川市条例第27号）は、廃止する。

（宝飯郡一宮町の編入に伴う経過措置）

第９条　平成18年２月１日前に一宮町介護保険条例（平成12年一宮町条例第14号。以下「旧一宮町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

２　平成18年２月１日に編入される宝飯郡一宮町の区域内に住所を有する第１号被保険者に係る保険料率の適用については、平成17年度分までに限り、旧一宮町条例の規定の例による。ただし、法第７条第19項に規定する介護保険施設に入所するため当該介護保険施設の所在する区域に住所を異動した者に係る保険料率の適用については、この限りでない。

３　平成18年２月１日前に旧一宮町条例の規定により納付すべきであった督促に係る手数料については、旧一宮町条例の規定の例による。

4　平成18年２月１日前にした旧一宮町条例の規定に違反する行為及び前項の規定により旧一宮町条例の規定の例によることとされる場合における同日以後にした旧一宮町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧一宮町条例の規定の例による。

（宝飯郡音羽町及び同郡御津町の編入に伴う経過措置）

第10条　平成20年１月15日前に音羽町介護保険条例（平成12年音羽町条例第22号。以下「旧音羽町条例」という。）又は御津町介護保険条例（平成12年御津町条例第13号）（以下「旧両町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

2　平成20年１月15日前に旧両町条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料の額の算定については、旧両町条例の規定の例による。

3　次に掲げる者に係る平成19年度及び平成20年度における保険料率については、旧両町条例の規定の例による。

（1）　平成20年１月15日以後に同日前の宝飯郡音羽町（以下「旧音羽町」という。）又は同郡御津町（以下「旧御津町」という。）（以下「旧両町」という。）の区域内に住所を有する第１号被保険者（旧音羽町に所在する法第13条第１項に規定する住所地特例対象施設（以下「住所地特例対象施設」という。）への入所等の際、同日前の豊川市又は旧御津町の区域内に住所を有していたと認められる者及び旧御津町に所在する住所地特例対象施設への入所等の際、同日前の豊川市又は旧音羽町の区域内に住所を有していたと認められる者を除く。）

（2）　平成20年１月15日前に法第13条の規定の適用により旧両町の第１号被保険者であった者で引き続き住所地特例対象施設に入所等をしている者

（3）　平成20年１月15日以後に法第13条の規定の適用により豊川市の第１号被保険者とされる者及び豊川市の区域内の住所地特例対象施設に入所等をしたと認められる豊川市の第１号被保険者で、住所地特例対象施設（継続して２以上の住所地特例対象施設に入所等をしたと認められる場合にあっては、当該２以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設）への入所等の際、同日前の旧両町の区域内に住所を有していたと認められるもの

4　前項各号に掲げる者のうち旧音羽町の区域に住所を有するものであって、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成20年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　28,884円

（2）　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　28,884円

（3）　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　31,668円

（4）　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号に該当する者（以下「第５号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　34,800円

（5）　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　34,800円

（6）　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　37,584円

（7）　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第４号に該当するもの　40,368円

5　第３項各号に掲げる者のうち旧御津町の区域に住所を有するものであって、平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成20年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第１号に該当するもの　37,728円

（2） 第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　37,728円

（3） 第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　41,364円

（4） 第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第１号に該当するもの　45,456円

（5） 第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　45,456円

（6） 第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　49,092円

（7） 第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第４号に該当するもの　52,728円

6　平成20年１月15日以後に第１号被保険者の転居（同日以後の豊川市の区域内において住所を変更することをいう。以下同じ。）があった場合で、転居前の区域に適用される保険料率（以下「転居前保険料率」という。）及び転居後の区域内に適用される保険料率（以下「転居後保険料率」という。）が異なる場合の保険料額は、転居前保険料率により転居日の属する月の前月までの月割りにより算定した保険料額と、転居後保険料率により転居日の属する月からの月割りにより算定した保険料額の合計額とする。ただし、転居後保険料率が転居前保険料率を上回る場合の保険料額は、転居前保険料率により算定した額とする。

7　平成20年１月15日前に旧音羽町条例の規定により納付すべきであった督促手数料については、旧音羽町条例の規定の例による。

8　平成20年１月15日前にした旧両町条例の規定に違反する行為及び前項の規定により旧音羽町条例の規定の例によることとされる場合における同日以後にした旧音羽町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧両町条例の規定の例による。

（宝飯郡小坂井町の編入に伴う経過措置）

第11条　平成22年２月１日前に小坂井町介護保険条例（平成12年小坂井町条例第14号。以下「旧小坂井町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

２　平成22年２月１日前に旧小坂井町条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料の額の算定については、旧小坂井町条例の規定の例による。

３　次に掲げる者に係る平成21年度における保険料率については、旧小坂井町条例の規定の例による。

（１）　平成22年２月１日以後に同日前の宝飯郡小坂井町（以下「旧小坂井町」という。）の区域内に住所を有する第１号被保険者（旧小坂井町に所在する法第13条第１項に規定する住所地特例対象施設（以下「住所地特例対象施設」という。）への入所等の際、同日前の豊川市の区域内に住所を有していたと認められる者を除く。）

（２）　平成22年２月１日前に法第13条の規定の適用により旧小坂井町の第１号被保険者であった者で引き続き住所地特例対象施設に入所等をしている者

（３）　平成22年２月１日以後に法第13条の規定の適用により豊川市の第１号被保険者とされる者及び豊川市の区域内の住所地特例対象施設に入所等をしたと認められる豊川市の第１号被保険者で、住所地特例対象施設（継続して２以上の住所地特例対象施設に入所等をしたと認められる場合にあっては、当該２以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設）への入所等の際、同日前の旧小坂井町の区域内に住所を有していたと認められるもの

４　平成22年２月１日以後に第１号被保険者の転居（同日以後の豊川市の区域内において住所を変更することをいう。以下同じ。）があった場合で、転居前の区域に適用される保険料率（以下「転居前保険料率」という。）及び転居後の区域内に適用される保険料率（以下「転居後保険料率」という。）が異なる場合の保険料額は、転居前保険料率により転居日の属する月の前月までの月割りにより算定した保険料額と、転居後保険料率により転居日の属する月からの月割りにより算定した保険料額の合計額とする。

５　平成22年２月１日前に旧小坂井町条例の規定により納付すべきであった督促に係る手数料については、旧小坂井町条例の規定の例による。

６　平成22年２月１日前にした旧小坂井町条例の規定に違反する行為及び前項の規定により旧小坂井町条例の規定の例によることとされる場合における同日以後にした旧小坂井町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧小坂井町条例の規定の例による。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第12条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。

附　則（平成15年３月20日条例第17号）

１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の豊川市介護保険条例第３条の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成15年12月19日条例第39号）

（施行期日）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前においてこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により納付すべきであった督促に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年12月28日条例第44号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年２月１日から施行する。

（豊川市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第12条の規定による改正後の豊川市介護保険条例第２条の規定に基づき新たに任命される豊川市介護認定審査会の委員の任期は、この条例の施行の際現に在任する豊川市介護認定審査会の委員の残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成18年３月27日条例第25号）

改正

平成20年３月25日条例第９号

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の豊川市介護保険条例（以下「新条例」という。）第３条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例）

3　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成18年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　第３条第１項第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、同項第１号に該当するもの　28,868円

（２）　第３条第１項第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第２号に該当するもの　28,868円

（３）　第３条第１項第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第３号に該当するもの　36,304円

（４）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第１号に該当するもの　32,805円

（５）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第２号に該当するもの　32,805円

（６）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第３号に該当するもの　39,803円

（７）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第４号に該当するもの　47,239円

4　平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第１号被

保険者の平成19年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　第３条第１項第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第１号に該当するもの　36,304円

（２）　第３条第１項第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第２号に該当するもの　36,304円

（３）　第３条第１項第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第３号に該当するもの　39,803円

（４）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受けるもの（以下「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第１号に該当するもの　43,740円

（５）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第２号に該当するもの　43,740円

（６）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第３号に該当するもの　47,239円

（７）　第３条第１項第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１項第４号に該当するもの　50,738円

（平成20年度における保険料率の特例）

５　平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成20年度における保険料率は、新条例第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同

条第１号に該当するもの　36,304円

（２）　新条例第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　36,304円

（３）　新条例第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　39,803円

（４）　新条例第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号に該当する者（以下「第５号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第３条第１号に該当するもの　43,740円

（５）　新条例第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　43,740円

（６）　新条例第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　47,239円

（７）　新条例第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第４号に該当するもの　50,738円

附　則（平成19年12月26日条例第44号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年１月15日から施行する。

（豊川市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第13条の規定による改正後の豊川市介護保険条例第２条の規定に基づき新たに任命される豊川市介護認定審査会の委員の任期は、この条例の施行の際現に在任する豊川市介護認定審査会の委員の残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成20年３月25日条例第９号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月23日条例第10号）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の豊川市介護保険条例（以下「新条例」という。）第３条及び第５条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

3　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第11条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第３条の規定にかかわらず、39,820円とする。

4　平成21年度における保険料率は、新条例第３条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第３条第１号に掲げる者　23,328円

（２）　新条例第３条第２号に掲げる者　23,328円

（３）　新条例第３条第３号に掲げる者　34,992円

（４）　新条例第３条第４号に掲げる者　46,656円

（５）　新条例第３条第５号に掲げる者　54,120円

（６）　新条例第３条第６号に掲げる者　58,320円

（７）　新条例第３条第７号に掲げる者　69,984円

（８）　令附則第11条第１項及び第２項に規定する第１号被保険者　38,724円

5　平成22年度における保険料率は、新条例第３条及び第３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第３条第１号に掲げる者　23,658円

（２）　新条例第３条第２号に掲げる者　23,658円

（３）　新条例第３条第３号に掲げる者　35,487円

（４）　新条例第３条第４号に掲げる者　47,316円

（５）　新条例第３条第５号に掲げる者　54,886円

（６）　新条例第３条第６号に掲げる者　59,145円

（７）　新条例第３条第７号に掲げる者　70,974円

（８）　令附則第11条第３項において準用する同条第１項及び第２項に規定する第１号被保険者

39,272円

附　則（平成21年12月22日条例第42号）

（施行期日）

1　この条例は、平成22年２月１日から施行する。

（豊川市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

2　第12条の規定による改正後の豊川市介護保険条例第２条の規定に基づき新たに任命される豊川市介護認定審査会の委員の任期は、この条例の施行の際現に在任する豊川市介護認定審査会の委員の残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成24年３月28日条例第10号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の豊川市介護保険条例（以下「新条例」という。）第３条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3　介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第16条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第３条の規定にかかわらず、35,802円とする。

4　介護保険法施行令附則第17条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第３条の規定にかかわらず、45,716円とする。

附　則（平成24年12月28日条例第41号抄）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月25日条例第11号）

1　この条例は、平成26年１月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の豊川市国民健康保険条例附則第６項の規定、第２条の規定による改正後の豊川市税外収入に係る延滞金に関する条例附則第２項の規定、第３条の規定による改正後の豊川市介護保険条例附則第７条の規定及び第４条の規定による改正後の豊川市後期高齢者医療に関する条例附則第４項の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月26日条例第10号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の豊川市介護保険条例第３条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年６月30日条例第20号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の豊川市介護保険条例第３条第２項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

豊川市介護保険料の減免に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊川市介護保険規則（平成１２年豊川市規則第５６号。以下「規則」という。）別表第２第１０項に規定する減免について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　規則別表第２第１０項の規定を適用する対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料）の滞納のない者（徴収猶予を受けている、債務承認又は納付誓約書の提出によって分割納付を行っていること等により、滞納市税等にかかる計画的な納付が見込まれる者を除く。）に限る。

(1)　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号（被保護者を除く。）に掲げる第１号被保険者で、次のすべてに該当する者。

ア　世帯の前年の収入（給与収入及び遺族年金、遺族恩給、障害年金等の市町村民税非課税年金を含む年金収入並びに事業等収入全てを含み、損失の所得にかかる収入を除く。次号アにおいて同じ。）が８０万円（当該世帯に属する者が２人以上ある場合にあっては、その２人目から１人につき３５万円を８０万円に加算した額）以下であること。

イ　別世帯の市町村民税を課税されている者と生計を同じくしていないこと又はその者から生活援助を受けていないこと。

ウ　別世帯の者の市町村民税の控除対象者となっていないこと。

エ　健康保険の被扶養者となっていないこと。

オ　世帯に属する者すべてが自らの居住の用に供する土地又は家屋以外の土地又は家屋を所有していないこと。

(2)　令第３９条第１項第２号又は第３号に掲げる第１号被保険者で、次のすべてに該当する者。

ア　世帯の前年の収入が１２０万円（当該世帯に属する者が２人以上ある場合にあっては、その２人目から１人につき３５万円を１２０万円に加算した額）以下であること。

イ　別世帯の市町村民税を課税されている者と生計を同じくしていないこと又はその者から生活援助を受けていないこと。

ウ　別世帯の者の市町村民税の控除対象者となっていないこと。

エ　健康保険の被扶養者となっていないこと。

オ　世帯に属する者すべてが自らの居住の用に供する土地又は家屋以外の土地又は家屋を所有していないこと。

⑶　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第６３条の規定の適用を受けており、かつ、その適用を受ける期間（同条の規定の適用を受ける日の属する月から同条の規定の適用を受けなくなる日の属する月の前月までをいう。次条第３項において同じ。）が２ヶ月を超えている者。

（保険料の減免の額等）

第３条　前条第１号に該当する者に対して課する保険料を減免する額は、令第３９条第１項第１号に掲げる第１号被保険者にかかる保険料額から令第３９条第１項第５号に掲げる第１号被保険者にかかる保険料額に１０分の４を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨てる。）を控除して得た額とする。

２　前条第２号に該当する者に対して課する保険料を減免する額は、令第３９条第１項第２号又は第３号に掲げる第１号被保険者にかかる保険料額から令第３９条第１項第５号に掲げる第１号被保険者にかかる保険料額に１０分の５を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨てる。）を控除して得た額とする。

３　前条第３号に該当する者に対して課する保険料を減免する額は、法第６３条の規定の適用を受ける期間にかかる保険料に相当する額と、規則第１３条第４項に規定する額のいずれか低い方とする。

４　減免は、未到来納期分において行うものとし、前条第１号又は第２号に該

当し、当該減免を受けようとする者の減免の申請の時期によって、第１項又は第２項に掲げる減免の額が未到来納期分の保険料額を上回る場合は、第１項又は第２項の規定に関わらず、未到来納期分の保険料額を減免の額とする。ただし、当該減免にかかる事由の発生した日の属する年度（以下「減免措置対象年度」という。）における仮算定期間にかかる課された保険料がある者であって、第５条第２項に規定する期限までに減免の申請をした者については、この項の規定を適用しない。

（申請に必要な書類）

第４条　豊川市介護保険条例（平成１２年豊川市条例第８号。以下「条例」という。）第１２条第２項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　第２条第１号又は第２号の対象者　年金証書の写し及び健康保険被保険者証等の写し並びに収入及び資産状況に関する調書

(2)　第２条第３号の対象者　監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと及びその期日に関する書類

２　前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、同項に定める書類又はこれらに類する書類の提示をもって条例第１２条第２項の規定による添付に代えることができる。

（減免の申請期間等）

第５条　第２条第１号又は第２号に該当し、減免を受けようとする者の申請期間は、減免措置対象年度の８月１５日から翌年の３月３１日までとする。ただし、当該年度の翌年度以降に課されることとなった減免措置対象年度分の保険料については、当該保険料の納期限までとする。

２　第３条第４項ただし書きに規定する者における申請期限は、減免措置対象年度の１０月３１日（市の執務日以外の日の場合は、その翌執務日）までとする。ただし、申請が遅滞したことにつき市長がやむを得ない理由があると認める場合にあっては、この限りではない。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の豊川市介護保険料の減免に関する要綱第２条及び第３条の規定は、平成１８年度分の保険料の減免から適用し、平成１７年度分までの保険料の減免は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の豊川市介護保険料の減免に関する要綱第２条から第４条までの規定は、平成２１年度分の保険料の減免から適用し、平成２０年度分までの保険料の減免は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の豊川市介護保険料の減免に関する要綱第２条から第４条までの規定は、平成２４年度分の保険料の減免から適用し、平成２３年度分までの保険料の減免は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の豊川市介護保険料の減免に関する要綱第２条から第４条までの規定は、平成２７年度分の保険料の減免から適用し、平成２６年度分までの保険料の減免は、なお従前の例による。

○碧南市介護保険条例

平成１２年３月９日

条例第８号

改正　平成１２年９月２５日条例第２６号

平成１３年４月１３日条例第１８号

平成１５年３月２７日条例第７号

平成１８年３月１７日条例第１０号

平成２１年３月１６日条例第４号

平成２４年３月１６日条例第４号

平成２７年３月１９日条例第９号

平成２７年７月１日条例第２１号

（趣旨）

第１条　この条例は、法令に定めるもののほか、市が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。

（認定審査会の委員の定数）

第２条　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１４条の規定により設置される碧南市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、３０人とする。

（認定審査会の委員の報酬及び費用弁償）

第３条　認定審査会の委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（保険料）

第４条　法第１２９条第２項に規定する保険料額は、次の各号に掲げる市内に住所を有する６５歳以上の者（法第１３条第１項及び同条第２項の規定により市の被保険者とするものを含む。以下「第一号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　２４，８４０円

(2)　令第３９条第１項第２号に掲げる者　３８，６４０円

(3)　令第３９条第１項第３号に掲げる者　４１，４００円

(4)　令第３９条第１項第４号に掲げる者　４６，９２０円

(5)　令第３９条第１項第５号に掲げる者　５５，２００円

(6)　次のいずれかに該当する者　６６，２４０円

ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が１２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ又は第１１号イに該当する者を除く。）

(7)　次のいずれかに該当する者　７１，７６０円

ア　合計所得金額が１２０万円以上１９０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第１０号イ又は第１１号イに該当する者を除く。）

(8)　次のいずれかに該当する者　８２，８００円

ア　合計所得金額が１９０万円以上２９０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第１０号イ又は第１１号イに該当する者を除く。）

(9)　次のいずれかに該当する者　９３，８４０円

ア　合計所得金額が２９０万円以上４００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第１１号イに該当する者を除く。）

(10)　次のいずれかに該当する者　９９，３６０円

ア　合計所得金額が４００万円以上７００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11)　次のいずれかに該当する者　１０４，８８０円

ア　合計所得金額が７００万円以上１，０００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12)　前各号のいずれにも該当しない者　１１０，４００円

（普通徴収に係る納期）

第５条　法第１３３条に規定する普通徴収の方法により徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

(1)　第１期　４月１６日から同月３０日まで

(2)　第２期　６月１６日から同月３０日まで

(3)　第３期　８月１６日から同月３１日まで

(4)　第４期　１０月１６日から同月３１日まで

(5)　第５期　１２月１６日から同月２５日まで

(6)　第６期　翌年２月１６日から同月２８日まで（ただし、閏年は２９日まで）

２　前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市長が別に定めるこ

とができる。

3　市長は、第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとするときは、前２項に規定する当該第一号被保険者に係る納期及び当該納期に係る保険料の額（以下「納期別保険料額」という。）をその者に通知しなければならない。

4　納期別保険料額に１円未満の端数があるとき、又は納期別保険料額が１円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、第３期以降において到来する最初の納期に係る納期別保険料額に合算する。

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第６条　保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2　保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ又は第４条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ若しくは第１０号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第１号から第１０号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

第７条　保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別、合計所得金額又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第３５条第３項に規定する公的年金等の収入金額（以下「保険料額算定基礎」という。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納

期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料額算定基礎を当該年度の保険料額算定基礎とみなして算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、市長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

２　前項の規定によって保険料を賦課した場合において、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第８条　前条第１項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の２分の１に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の規定による納入の通知の交付を受けた日から３０日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

２　前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第１項の規定によって徴収する保険料額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第９条　保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第一号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の徴収猶予）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)　第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2)　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3)　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4)　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

2　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　第一号被保険者及び主として生計を維持する者の氏名及び住所

(2)　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び当該保険料の徴収に係る納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3)　徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。

(1)　第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2)　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3)　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4)　第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したと

き。

(5)　第一号被保険者及びその属する世帯の世帯員の収入及び保有する資産を考慮し、当該世帯の生活が著しく困窮していると市長が認めるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、保険料を徴収することが適当でないと市長が認めるとき。

2　前項の申請をする者で、同項第１号に該当する場合にあっては当該減免の理由が生じた日から起算して３０日以内に、同項第２号から第６号までに該当する場合にあっては普通徴収の方法により保険料を徴収されているものについては納期限前までに特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　第一号被保険者及び主として生計を維持する者の氏名及び住所

(2)　減免を受けようとする保険料の額及び当該保険料の徴収に係る納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3)　減免を受けようとする理由

3　市長は、災害その他やむを得ない理由により、前項に定める申請書を期限までに提出することができないと認める場合には、当該期限を延長することができる。

4　第１項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（介護保険運営協議会の設置）

第１２条　介護保険に関する施策の企画立案及び法第９条各号のいずれかに該当する者（以下「被保険者」という。）の意見を反映しながら円滑かつ適切に実施するため、地方自治法第１３８条の４第３項に規定に基づき碧南市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事務）

第１３条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議をする。

(1)　法第１１７条第１項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険の施策に関すること。

（協議会の委員）

第１４条　協議会の委員は、２２人以内で組織する。

２　協議会の委員の任期は、３年とする。ただし、協議会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　協議会の委員は、再任されることができる。

（協議会の会長及び副会長）

第１５条　協議会に、会長及び副会長各１名を置く。

２　会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第１６条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（協議会の委員の報酬及び費用弁償）

第１７条　協議会の委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（罰則）

第１８条　市は、第一号被保険者が法第１２条第１項本文の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

第１９条　市は、法第３０条第１項後段、法第３１条第１項後段、法第３３条の３第１項後段、法第３４条第１項後段、法第３５条第６項後段、法第６６条第１項若しくは第２項又は法第６８条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者

に対し１０万円以下の過料を科する。

第２０条　市は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第２０２条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料を科する。

第２１条　市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第１５０条第１項に規定する納付金及び法第１５７条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

第２２条　前４条の過料の額は、情状により、市長が定める。

２　前４条の過料を徴収する場合において発する納付通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して１０日以上を経過した日とする。

（委任）

第２３条　この条例に定めるもののほか介護保険について必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（保険料の特例）

第２条　平成１２年度における保険料は、第４条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　令第３８条第１項第１号に掲げる者　４，０２５円

(2)　令第３８条第１項第２号に掲げる者　６，０５０円

(3)　令第３８条第１項第３号に掲げる者　８，０７５円

(4)　令第３８条第１項第４号に掲げる者　１０，１００円

(5)　令第３８条第１項第５号に掲げる者　１２，１２５円

２　平成１３年度における保険料は、第４条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　令第３８条第１項第１号に掲げる者　１２，０７５円

(2)　令第３８条第１項第２号に掲げる者　１８，１５０円

(3)　令第３８条第１項第３号に掲げる者　２４，２２５円

(4)　令第３８条第１項第４号に掲げる者　３０，３００円

(5)　令第３８条第１項第５号に掲げる者　３６，３７５円

（普通徴収の特例）

第３条　平成１２年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第５条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　第１期　１０月１６日から同月３１日まで

(2)　第２期　１２月１６日から同月２５日まで

(3)　第３期　翌年２月１６日から同月２８日まで

２　平成１２年度において第５条第２項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「１０月１日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

第４条　保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第６条第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成１２年度においては、平成１２年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成１２年度通年保険料額」という。）を６で除して得た額に、平成１２年１０月から平成１３年３月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成１３年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1)　平成１３年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成１３年度通年保険料額」という。）を１８で除して得た額に、平成１３年４月から平成１３年９月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2)　平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成１３年１０月から平成１４年３月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第５条　保険料の賦課期日後に令第３８条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金

の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料額は、第６条第３項の規定にかかわらず、平成１２年度及び平成１３年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　当該該当するに至った日が、平成１２年４月１日から同年１０月３１日までの間である場合　該当するに至った令第３８条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号に規定する者として支払うべき平成１２年度通年保険料額

(2)　当該該当するに至った日が、平成１２年１１月１日から平成１３年３月３１日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１２年度通年保険料額を６で除して得た額に平成１２年１０月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号に規定する者として支払うべき平成１２年度通年保険料額を６で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１３年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3)　当該該当するに至った日が、平成１３年４月１日から同年９月３０日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を１８で除して得た額に平成１３年４月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第３８条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号に規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額を１８で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１３年９月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号に規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

(4)　当該該当するに至った日が、平成１３年１０月中である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を３で除して得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号に規定する者として支払うべき平成１３年通

年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

(5)　当該該当するに至った日が、平成１３年１１月１日から平成１４年３月３１日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を３で除して得た額、令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に平成１３年１０月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号に規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１４年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

第６条　平成１２年度及び平成１３年度においては、第６条第４項の規定はこれを適用しない。

（碧南市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

第７条　碧南市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成１１年碧南市条例第２３号）は、廃止する。

（改正法附則第１４条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第８条　法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの間は行わず、平成２９年４月１日から行うものとする。

２　法第１１５条の４５第２項第４号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの間は行わず、平成２９年４月１日から行うものとする。

３　法第１１５条の４５第２項第５号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は行わず、平成３０年４月１日から行うものとする。

（保険料の減額）

第９条　第４条第１項第１号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

平成２７年度から平成２９年度までの保険料額は、同号の規定にかかわらず、２２，０８０円とする。

附　則（平成１２年９月２５日条例第２６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年１０月１日から施行する。

（平成１２年度における普通徴収の特例）

２　平成１２年度において第５条第４項第２号の規定を適用する場合においては、同号中「第４期から第６期まで」とあるのは「第１期から第３期まで」とする。

（平成１３年度における普通徴収の特例）

３　平成１３年度において第５条第４項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１２」とあるのは「１８」とする。

４　平成１３年度において第７条第１項の規定を適用する場合においては、同項中「１，０００円」とあるのは「５００円」とし、同項第１号中「６で除して」とあるのは「９で除して」とする。

附　則（平成１３年４月１３日条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年３月２７日条例第７号）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

２　改正後の碧南市介護保険条例の規定は、平成１５年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年３月１７日条例第１０号）（平成２０年条例第７号にて一部改正）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の碧南市介護保険条例の規定は、平成１８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成１８年度から平成２０年度までの各年度における保険料率の特例）

第３条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。以下この条において「平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成１８年度の保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　２６，４００円

(2)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　２６，４００円

(3)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　３３，０００円

(4)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　２９，７００円

(5)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　２９，７００円

(6)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　３６，３

００円

(7)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第４号に該当するもの　４２，９００円

2　平成１８年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成１９年度の保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　３３，０００円

(2)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　３３，０００円

(3)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　３６，３００円

(4)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受けるもの（以下この項において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　３９，６００円

(5)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　３９，６００円

(6)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市

町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　４２，９００円

(7)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第４号に該当するもの　４６，２００円

３　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成１９年政令第３６５号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。以下この項において「新平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成２０年度の保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　３３，０００円

(2)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　３３，０００円

(3)　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　３６，３００円

(4)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成１８年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号に該当する者（以下この項において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　３９，６００円

(5)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世

帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　３９，６００円

(6)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　４２，９００円

(7)　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第４号に該当するもの　４６，２００円

附　則（平成２１年３月１６日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の碧南市介護保険条例の規定は、平成２１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成２１年度から平成２３年度までにおける保険料率の特例）

３　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）附則第１１条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者の平成２１年度から平成２３年度までの保険料率は、改正後の第４条第４号の規定にかかわらず、３４，２７２円とする。

附　則（平成２４年３月１６日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の碧南市介護保険条例の規定は、平成２４年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成２４年度から平成２６年度までの保険料の特例）

３　平成２４年度から平成２６年度までの保険料は、第４条第１項第３号及び第４号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める額とする。

(1)　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に掲げる者　３７，８００円

(2)　令附則第１７条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に掲げる者　４５，９００円

附　則（平成２７年３月１９日条例第９号）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の碧南市介護保険条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年７月１日条例第２１号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の碧南市介護保険条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

○刈谷市介護保険条例

平成12年３月30日条例第18号

改正

平成13年３月30日条例第11号　平成15年３月28日条例第７号
平成18年３月27日条例第19号　平成20年３月28日条例第13号
平成21年３月27日条例第９号　平成23年３月28日条例第７号
平成24年３月27日条例第７号　平成25年７月１日条例第36号
平成27年３月27日条例第19号

刈谷市介護保険条例

（刈谷市が行う介護保険）

第１条　刈谷市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（介護認定審査会の委員の定数）

第２条　刈谷市介護認定審査会の委員の定数は、80人とする。

（保険料率）

第３条　平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　23,712円

（２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　38,532円

（３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　38,532円

（４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　50,388円

（５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　59,280円

（６）　次のいずれかに該当する者　71,136円

ア　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第２条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状

態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（７）　次のいずれかに該当する者　77,064円

ア　合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（８）　次のいずれかに該当する者　88,920円

ア　合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（９）　次のいずれかに該当する者　100,776円

ア　合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10)　次のいずれかに該当する者　112,632円

ア　合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11)　次のいずれかに該当する者　124,488円

ア　合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12)　次のいずれかに該当する者　136,344円

ア　合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用され

たならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13)　前各号のいずれにも該当しない者　148,200円

２　所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第１号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,748円とする。

（普通徴収に係る納期）

第４条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　７月16日から同月31日まで

第２期　８月16日から同月31日まで

第３期　９月16日から同月30日まで

第４期　10月16日から同月31日まで

第５期　11月16日から同月30日まで

第６期　12月16日から同月25日まで

第７期　翌年１月16日から同月31日まで

第８期　翌年２月16日から同月末日まで

２　前項に規定する納期により難い第１号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

３　次条第１項及び第２項の規定により保険料額の算定を行ったときは、市長は、納期を定め、これを通知しなければならない。

４　納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第１号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合）

第５条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料額の算定は、第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ若しくは第５号ロ又は第３条第１項第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ

若しくは第12号イに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第１号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。

（保険料額の通知）

第６条　保険料額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第１号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

（督促）

第７条　保険料を納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発する。

２　前項の督促状に指定する納期限は、その発布の日から15日以内とする。

（延滞金）

第８条　保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（納期限の翌日から１月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

２　前項に規定する年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

（２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

（５）　第１号被保険者が介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第63条の規定に該当すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が特に認める事実があること。

２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

（２）　納期限及び保険料額

（３）　徴収猶予を必要とする理由

（徴収猶予の効果）

第10条　前条第１項の規定により徴収猶予した場合には、第８条の規定にかかわらず、その徴収猶予した期間に対応する延滞金を徴収しない。

（保険料の減免）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

（２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

（５）　第１号被保険者が法第63条の規定に該当すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が特に認める事実があること。

２　前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収

されている者については納期限の前日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日の前日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

（2） 納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月及び保険料額

（3） 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第13条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第14条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 市長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、

その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第６条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までのうち市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

（延滞金の割合の特例）

第７条　当分の間、第８条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（刈谷市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

第８条　刈谷市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年条例第21号）は、廃止する。

附　則（平成27年３月27日条例第19号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第３条に１項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成27年４月規則第28号で、同27年４月10日から施行）

（保険料に関する経過措置）

2　改正後の刈谷市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

添付　【３】①

○豊田市介護保険条例

平成１２年３月２９日
条例第４号
改正　平成１２年１２月２２日条例第７９号
平成１３年３月３０日条例第２３号
平成１５年３月２８日条例第１８号
平成１６年１２月２７日条例第１３０号
平成１８年３月３０日条例第３０号
平成２０年３月２８日条例第２７号
平成２１年３月３１日条例第２０号
平成２１年１２月２４日条例第６０号
平成２４年３月３０日条例第２６号
平成２５年１０月２日条例第４３号
平成２７年３月２６日条例第２７号
平成２７年５月１５日条例第３８号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　介護認定審査会（第２条・第３条）
第３章　保険給付（第４条・第５条）
第４章　地域支援事業（第６条）
第５章　保険料（第７条～第１４条）
第６章　雑則（第１５条）
第７章　罰則（第１６条～第２０条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１５条第１項、第６２条、第１１５条の４５第５項、第１２９条第２項、第１３３条、第１４２条、第１４６条及び第２１４条の規定に基づき、市が行う介護保険に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第２条　豊田市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、１５０人以

内で市長が定める数とする。

（委任）

第３条　前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第３章　保険給付

（特別給付）

第４条　市は、特別給付として、おむつの購入費を支給する。

（特別給付費の支給）

第５条　市は、居宅要介護被保険者が、市長が指定するおむつ販売事業者（以下「指定特別サービス事業者」という。）からおむつの販売サービス（以下「指定特別サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定特別サービスに要した費用について、前条に規定する費用（以下「特別給付費」という。）を支給する。

２　特別給付費は、市長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

３　特別給付費の額は、月額３，０００円（その額が現に当該指定特別サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特別サービスに要した費用の額とする。）の１００分の９０に相当する額とする。

４　居宅要介護被保険者が指定特別サービス事業者から指定特別サービスを受けたときは、市は、当該居宅要介護被保険者が当該指定特別サービス事業者に支払うべき当該指定特別サービスに要した費用について、特別給付費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定特別サービス事業者に支払うことができる。

５　前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し特別給付費の支給があったものとみなす。

６　前各項に定めるもののほか、特別給付費の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第４章　地域支援事業

（地域支援事業の利用料）

第６条　法第１１５条の４５第５項に定める利用料の額は、１回につき５００円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第５章　保険料

（保険料率）

第７条　平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　２万８，８００円

内で市長が定める数とする。

（委任）

第３条　前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第３章　保険給付

（特別給付）

第４条　市は、特別給付として、おむつの購入費を支給する。

（特別給付費の支給）

第５条　市は、居宅要介護被保険者が、市長が指定するおむつ販売事業者（以下「指定特別サービス事業者」という。）からおむつの販売サービス（以下「指定特別サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定特別サービスに要した費用について、前条に規定する費用（以下「特別給付費」という。）を支給する。

２　特別給付費は、市長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

３　特別給付費の額は、月額３，０００円（その額が現に当該指定特別サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特別サービスに要した費用の額とする。）の１００分の９０に相当する額とする。

４　居宅要介護被保険者が指定特別サービス事業者から指定特別サービスを受けたときは、市は、当該居宅要介護被保険者が当該指定特別サービス事業者に支払うべき当該指定特別サービスに要した費用について、特別給付費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定特別サービス事業者に支払うことができる。

５　前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し特別給付費の支給があったものとみなす。

６　前各項に定めるもののほか、特別給付費の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第４章　地域支援事業

（地域支援事業の利用料）

第６条　法第１１５条の４５第５項に定める利用料の額は、１回につき５００円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第５章　保険料

（保険料率）

第７条　平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　２万８，８００円

（２）　令第３９条第１項第２号に掲げる者　３万４，５６０円

（３）　令第３９条第１項第３号に掲げる者　４万３，２００円

（４）　令第３９条第１項第４号に掲げる者　４万８，９６０円

（５）　令第３９条第１項第５号に掲げる者　５万７，６００円

（６）　次のいずれかに該当する者　６万３，３６０円

ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が１２５万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ又は第９号イに該当する者を除く。）

（７）　次のいずれかに該当する者　７万２，０００円

ア　合計所得金額が１２５万円以上２００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第９号イに該当する者を除く。）

（８）　次のいずれかに該当する者　８万６，４００円

ア　合計所得金額が２００万円以上４００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（９）　次のいずれかに該当する者　１０万８００円

ア　合計所得金額が４００万円以上８００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（１０）　前各号のいずれにも該当しない者　１１万５，２００円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成２７年度

から平成２９年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万５，９２０円とする。

（普通徴収に係る納期）

第８条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　６月１日から同月３０日まで

第２期　７月１日から同月３１日まで

第３期　８月１日から同月３１日まで

第４期　９月１日から同月３０日まで

第５期　１０月１日から同月３１日まで

第６期　１１月１日から同月３０日まで

第７期　１２月１日から同月２５日まで

第８期　１月１日から同月３１日まで

２　前項に規定する納期によりがたい第１号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

３　納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第９条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

４　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に１円未満の端数が生じ

から平成２９年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万５，９２０円とする。

（普通徴収に係る納期）

第８条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　６月１日から同月３０日まで

第２期　７月１日から同月３１日まで

第３期　８月１日から同月３１日まで

第４期　９月１日から同月３０日まで

第５期　１０月１日から同月３１日まで

第６期　１１月１日から同月３０日まで

第７期　１２月１日から同月２５日まで

第８期　１月１日から同月３１日まで

２　前項に規定する納期によりがたい第１号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

３　納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第９条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

４　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に１円未満の端数が生じ

る場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第１０条　保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第１号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（延滞金）

第１１条　法第１３２条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、市税の例により計算した延滞金を加算して納付しなければならない。

２　市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。

（保険料の徴収猶予）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

（２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により著しく減少したこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか特別の事由があること。

２　前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（２）　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る

特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　徴収猶予を必要とする事由

（保険料の減免）

第１３条　市長は、前条第１項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（２）　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　減免を必要とする事由

３　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第１４条　第１号被保険者は、毎年度４月１５日まで（保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から１５日以内）に、第１号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第１号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書が市長に提出されている場合（同法第３１７条の２第１項ただし書（法附則第３５条の２の４第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により当該申請書を提出する義務がない場合を含む。）においては、この限りでない。

第６章　雑則

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　徴収猶予を必要とする事由

（保険料の減免）

第１３条　市長は、前条第１項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（２）　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　減免を必要とする事由

３　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第１４条　第１号被保険者は、毎年度４月１５日まで（保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から１５日以内）に、第１号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第１号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書が市長に提出されている場合（同法第３１７条の２第１項ただし書（法附則第３５条の２の４第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により当該申請書を提出する義務がない場合を含む。）においては、この限りでない。

第６章　雑則

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第７章　罰則

第１６条　第１号被保険者が法第１２条第１項本文の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、１０万円以下の過料に処する。

第１７条　法第３０条第１項後段、法第３１条第１項後段、法第３３条の３第１項後段、法第３４条第１項後段、法第３５条第６項後段、法第６６条第１項若しくは第２項又は法第６８条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、１０万円以下の過料に処する。

第１８条　被保険者、第１号被保険者の配偶者若しくは第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第２０２条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料に処する。

第１９条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第１５０条第１項に規定する納付金及び法第１５７条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料に処する。

第２０条　第１６条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

２　第１６条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して１０日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（豊田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

２　豊田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成１１年条例第３２号）は、廃止する。

（町村の編入に伴う経過措置）

３　西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町及び東加茂郡稲武町（以下「旧町村」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に藤岡町介護保険条例（平成１２年藤岡町条例第２３号）、小原村介護保険条例（平成１２年小原村条例第２６号）、足助町介護保険条例（平成１２年足助町条例第１８号）、下山村介護保険条例（平成１２年下山村条例第３号）、旭町介護保険条例（平成１２年旭町条例第１０号）又は稲武町介護保険条例（平成１２年稲武町条例第１７号）（以下「旧町村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例

の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4　編入日の前日に旧町村区域の第１号被保険者であった者に対する保険料率については、平成１７年度分に限り、第６条の規定にかかわらず、旧町村条例の例による。ただし、旧町村区域の第１号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として当該旧町村区域から旧町村編入前の市（以下「旧市」という。）の区域に住所を異動したものについては、この限りでない。

5　旧市の区域又は旧町村区域の第１号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として当該旧市区域から当該旧町村区域又は当該旧町村区域から当該他の旧町村区域に住所を異動したものに対する平成１７年度分の保険料率については、当該住所を異動した先の旧町村条例の例による。

6　前項の規定にかかわらず、第１号被保険者が介護保険施設に入所するため当該介護保険施設の所在する区域に住所を異動したときは、この限りでない。

7　旧市又は旧町村の区域外の市町村の第１号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として旧町村区域に転入したものに対する平成１７年度分の保険料率については、当該転入した先の旧町村条例の例による。

8　旧町村区域において、編入日以後新たに第１号被保険者となった者に対する平成１７年度分の保険料率については、第６条の規定にかかわらず、当該第１号被保険者が住所を有する旧町村区域の旧町村条例の例による。

（平成１２年度及び平成１３年度における保険料率の特例）

9　平成１２年度における保険料率は、第６条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　令第３８条第１項第１号に掲げる者　４，４４６円

（２）　令第３８条第１項第２号に掲げる者　６，６６９円

（３）　令第３８条第１項第３号に掲げる者　８，８９２円

（４）　令第３８条第１項第４号に掲げる者　１万１，１１５円

（５）　令第３８条第１項第５号に掲げる者　１万３，３３８円

１０　平成１３年度における保険料率は、第６条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　令第３８条第１項第１号に掲げる者　１万３，３３８円

（２）　令第３８条第１項第２号に掲げる者　２万７円

（３）　令第３８条第１項第３号に掲げる者　２万６，６７６円

（４）　令第３８条第１項第４号に掲げる者　３万３，３４５円

（５）　令第３８条第１項第５号に掲げる者　４万１４円

の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4　編入日の前日に旧町村区域の第１号被保険者であった者に対する保険料率については、平成１７年度分に限り、第６条の規定にかかわらず、旧町村条例の例による。ただし、旧町村区域の第１号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として当該旧町村区域から旧町村編入前の市（以下「旧市」という。）の区域に住所を異動したものについては、この限りでない。

5　旧市の区域又は旧町村区域の第１号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として当該旧市区域から当該旧町村区域又は当該旧町村区域から当該他の旧町村区域に住所を異動したものに対する平成１７年度分の保険料率については、当該住所を異動した先の旧町村条例の例による。

6　前項の規定にかかわらず、第１号被保険者が介護保険施設に入所するため当該介護保険施設の所在する区域に住所を異動したときは、この限りでない。

7　旧市又は旧町村の区域外の市町村の第１号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として旧町村区域に転入したものに対する平成１７年度分の保険料率については、当該転入した先の旧町村条例の例による。

8　旧町村区域において、編入日以後新たに第１号被保険者となった者に対する平成１７年度分の保険料率については、第６条の規定にかかわらず、当該第１号被保険者が住所を有する旧町村区域の旧町村条例の例による。

（平成１２年度及び平成１３年度における保険料率の特例）

9　平成１２年度における保険料率は、第６条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　令第３８条第１項第１号に掲げる者　４，４４６円

（２）　令第３８条第１項第２号に掲げる者　６，６６９円

（３）　令第３８条第１項第３号に掲げる者　８，８９２円

（４）　令第３８条第１項第４号に掲げる者　１万１，１１５円

（５）　令第３８条第１項第５号に掲げる者　１万３，３３８円

１０　平成１３年度における保険料率は、第６条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　令第３８条第１項第１号に掲げる者　１万３，３３８円

（２）　令第３８条第１項第２号に掲げる者　２万７円

（３）　令第３８条第１項第３号に掲げる者　２万６，６７６円

（４）　令第３８条第１項第４号に掲げる者　３万３，３４５円

（５）　令第３８条第１項第５号に掲げる者　４万１４円

（平成１２年度及び平成１３年度における納期の特例等）

１１　平成１２年度の納期は、第７条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第１期　１０月１日から同月３１日まで

第２期　１１月１日から同月３０日まで

第３期　１２月１日から同月２５日まで

第４期　１月１日から同月３１日まで

１２　平成１２年度において第７条第２項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「１０月１日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

１３　平成１３年度においては、第５期から第８期までの納期に納付すべき保険料の額は、第１期から第４期までの納期に納付すべき保険料の額に２を乗じて得た額とすることを基本とする。

（平成１２年度及び平成１３年度における普通徴収の特例）

１４　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額は、第８条第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成１２年度においては、平成１２年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（次項において「平成１２年度通年保険料額」という。）を６で除して得た額に、平成１２年１０月から平成１３年３月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とし、平成１３年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

（１）　平成１３年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成１３年度通年保険料額」という。）を１８で除して得た額に、平成１３年４月から同年９月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

（２）　平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成１３年１０月から平成１４年３月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

１５　保険料の賦課期日後に令第３８条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。以下この項において同じ。）、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、第８条第３項の規定にかかわらず、平成１２年度及び平成１３年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　当該該当するに至った日が、平成１２年４月１日から同年１０月３１日までの間である場合　該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれか

に規定する者として支払うべき平成１２年度通年保険料額

（２）　当該該当するに至った日が、平成１２年１１月１日から平成１３年３月３１日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１２年度通年保険料額を６で除して得た額に平成１２年１０月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１２年度通年保険料額を６で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１３年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（３）　当該該当するに至った日が、平成１３年４月１日から同年９月３０日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を１８で除して得た額に平成１３年４月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額を１８で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１３年９月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（４）　当該該当するに至った日が、平成１３年１０月中である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を３で除して得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（５）　当該該当するに至った日が、平成１３年１１月１日から平成１４年３月３１日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を３で除して得た額、令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に平成１３年１０月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１４年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（延滞金の割合の特例）

に規定する者として支払うべき平成１２年度通年保険料額

（２）　当該該当するに至った日が、平成１２年１１月１日から平成１３年３月３１日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１２年度通年保険料額を６で除して得た額に平成１２年１０月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１２年度通年保険料額を６で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１３年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（３）　当該該当するに至った日が、平成１３年４月１日から同年９月３０日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を１８で除して得た額に平成１３年４月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額を１８で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１３年９月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（４）　当該該当するに至った日が、平成１３年１０月中である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を３で除して得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（５）　当該該当するに至った日が、平成１３年１１月１日から平成１４年３月３１日までの間である場合　令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を３で除して得た額、令第３８条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に平成１３年１０月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第３８条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成１３年度通年保険料額を９で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成１４年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（延滞金の割合の特例）

１６　当分の間、第１１条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

（平成１２年度における保険料の減免の申請期限の特例）

１７　平成１２年１０月から同年１２月までの間に徴収される保険料の減免の申請期限は、第１２条第２項の規定にかかわらず、同年１２月２５日までとする。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

１８　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正後の介護保険法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの期間において規則で定める日までの間は行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

附　則（平成１２年１２月２２日条例第７９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１３年１月１日から施行する。ただし、附則に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の附則第１１項の規定は、平成１２年８月１６日から適用する。

附　則（平成１３年３月３０日条例第２３号）

この条例は、平成１３年７月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２８日条例第１８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に改正前の豊田市介護保険条例第５条の規定により寝具の貸与サービスを受

けた者に係る平成１５年３月分までの特別給付費の支給については、改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　新条例第６条の規定は、平成１５年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4　新条例第１３条ただし書の規定は、平成１６年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成１６年１２月２７日条例第１３０号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日条例第３０号）

改正　平成２０年３月２８日条例第２７号

（施行期日）

1　この条例は、平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第７条の規定は、平成１８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成１８年度から平成２０年度までの各年度における保険料率の特例）

3　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。次項において「平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１８年度の保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第７条第１号に該当するもの　３万３９７円

（２）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　３万３９７円

（３）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　３万８，２２７円

けた者に係る平成１５年３月分までの特別給付費の支給については、改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　新条例第６条の規定は、平成１５年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

４　新条例第１３条ただし書の規定は、平成１６年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成１６年１２月２７日条例第１３０号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日条例第３０号）

改正　平成２０年３月２８日条例第２７号

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第７条の規定は、平成１８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成１７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成１８年度から平成２０年度までの各年度における保険料率の特例）

３　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。次項において「平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１８年度の保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第７条第１号に該当するもの　３万３９７円

（２）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　３万３９７円

（３）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　３万８，２２７円

（４）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第１号に該当するもの　３万４，５４２円

（５）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　３万４，５４２円

（６）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万１，９１１円

（７）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第４号に該当するもの　４万９，７４１円

４　平成１８年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１９年度の保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第１号に該当するもの　３万８，２２７円

（２）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　３万８，２２７円

（３）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万１，９１１円

（４）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受けるもの（以下この項において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条

例第７条第１号に該当するもの　４万６，０５６円

（５）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　４万６，０５６円

（６）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万９，７４１円

（７）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第４号に該当するもの　５万３，４２５円

５　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成１９年政令第３６５号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。この項において「新平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第５号又は６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成２０年度の保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第１号に該当するもの　３万８，２２７円

（２）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　３万８，２２７円

（３）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万１，９１１円

（４）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成１８年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号に該当する者（以下この項において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第

例第７条第１号に該当するもの　４万６，０５６円

（５）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　４万６，０５６円

（６）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万９，７４１円

（７）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第４号に該当するもの　５万３，４２５円

５　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成１９年政令第３６５号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。この項において「新平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第５号又は６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成２０年度の保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第１号に該当するもの　３万８，２２７円

（２）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　３万８，２２７円

（３）　新条例第７条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万１，９１１円

（４）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成１８年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号に該当する者（以下この項において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第

１号に該当するもの　４万６，０５６円

（５）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第２号に該当するもの　４万６，０５６円

（６）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第３号に該当するもの　４万９，７４１円

（７）　新条例第７条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第７条第４号に該当するもの　５万３，４２５円

附　則（平成２０年３月２８日条例第２７号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日条例第２０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第７条及び第９条第３項の規定は、平成２１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

３　新条例第１１条の規定は、施行日以後に到来する納期限でその納期限後に納付された保険料について適用し、施行日前の納期限でその納期限後に納付された保険料については、なお従前の例による。

（平成２１年度から平成２３年度までにおける保険料率の特例）

４　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）附則第１１条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２１年度から平成２３年度までの保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、３万９，１４８円とする。

附　則（平成２１年１２月２４日条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日条例第２６号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第７条及び第１３条第２項の規定並びに次項及び附則第４項の規定は、平成２４年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）

3　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、３万８１６円とする。

4　介護保険法施行令附則第１７条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、４万３，６５６円とする。

附　則（平成２５年１０月２日条例第４３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。ただし、第１条及び第３条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第２条の規定による改正後の豊田市税外収入に係る延滞金条例附則第２項の規定、第４条の規定による改正後の豊田市介護保険条例附則第１６項の規定及び第５条の規定による改正後の豊田市下水道事業受益者負担金条例附則第３項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月２６日条例第２７号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の豊田市介護保険条例第７条及び第９条第３項の規定は、平成２７年度分の保険料から適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年５月１５日条例第３８号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の豊田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第７条及び第１３条第２項の規定並びに次項及び附則第４項の規定は、平成２４年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）

3　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、３万８１６円とする。

4　介護保険法施行令附則第１７条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、新条例第７条の規定にかかわらず、４万３，６５６円とする。

附　則（平成２５年１０月２日条例第４３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。ただし、第１条及び第３条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第２条の規定による改正後の豊田市税外収入に係る延滞金条例附則第２項の規定、第４条の規定による改正後の豊田市介護保険条例附則第１６項の規定及び第５条の規定による改正後の豊田市下水道事業受益者負担金条例附則第３項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月２６日条例第２７号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の豊田市介護保険条例第７条及び第９条第３項の規定は、平成２７年度分の保険料から適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年５月１５日条例第３８号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の豊田市介護保険条例第７条第２項の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○西尾市介護保険条例

平成12年３月24日条例第３号

西尾市介護保険条例

（趣旨）

第１条　市が行う介護保険については、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（介護認定審査会の委員の定数）

第１条の２　法第14条の規定により設置される西尾市介護認定審査会の委員の定数は、64人以内とする。

（保健福祉事業）

第２条　市は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業を行う。

２　市は、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。

（保険料率）

第３条　平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　28,800円

（２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　40,320円

（３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　43,200円

（４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　51,840円

（５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　57,600円

（６）　次のいずれかに該当する者　66,240円

ア　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（７）　次のいずれかに該当する者　72,000円

ア　合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（８）　次のいずれかに該当する者　86,400円

ア　合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（９）　次のいずれかに該当する者　92,160円

ア　合計所得金額が290万円以上350万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（10）　次のいずれかに該当する者　97,920円

ア　合計所得金額が350万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（11）　次のいずれかに該当する者　103,680円

ア　合計所得金額が500万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用された

ならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第１項第１号イ((１)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12)　次のいずれかに該当する者　109,440円

ア　合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第１項第１号イ((１)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13)　前各号のいずれにも該当しない者　115,200円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。

(普通徴収に係る納期)

第４条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　７月16日から同月31日まで
第２期　８月16日から同月31日まで
第３期　９月16日から同月30日まで
第４期　10月16日から同月31日まで
第５期　11月16日から同月30日まで
第６期　12月16日から同月25日まで
第７期　翌年１月16日から同月31日まで
第８期　翌年２月16日から同月末日まで

２　前項に規定する納期により難い第１号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者又は連帯納付義務者（法第132条第２項及び第３項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第６条において同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

３　納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第１号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第５条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(１)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、若しくは第５号ロ又は第３条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第１項第１号から第５号まで又は第３条第６号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

４　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第６条　市長は、保険料の額が定まったときは、速やかに、これを第１号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第７条　法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければ

ならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、８月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

（２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事情があること。

2　前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（２）　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　徴収猶予を必要とする理由

（４）　その他市長が必要と認める事項

（保険料の減免）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

（２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事情があること。

2　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（２）　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　減免を必要とする理由

（４）　その他市長が必要と認める事項

3　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第10条　第１号被保険者は、毎年度４月15日まで（保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取

得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第１号被保険者の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第１号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき、地方税法第317条の２第１項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（その他の賦課及び徴収等）

第11条　この条例に定めるもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項については、市税の例による。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第13条　第１号被保険者が法第12条第１項本文の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第14条　法第30条第１項後段、第31条第１項後段、第33条の３第１項後段、第34条第１項後段、第35条第６項後段、第66条第１項若しくは第２項又は第68条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第15条　被保険者、第１号被保険者の配偶者若しくは第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第16条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第１項に規定する納付金及び法第157条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料に処する。

第17条　第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

２　第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第２条　平成12年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　令第38条第１項第１号に掲げる者　4,200円
（２）　令第38条第１項第２号に掲げる者　6,300円
（３）　令第38条第１項第３号に掲げる者　8,400円
（４）　令第38条第１項第４号に掲げる者　10,500円
（５）　令第38条第１項第５号に掲げる者　12,600円

２　平成13年度における保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　令第38条第１項第１号に掲げる者　12,600円
（２）　令第38条第１項第２号に掲げる者　18,900円
（３）　令第38条第１項第３号に掲げる者　25,200円
（４）　令第38条第１項第４号に掲げる者　31,500円
（５）　令第38条第１項第５号に掲げる者　37,800円

（平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例）

第３条　平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第４条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第１期　10月16日から同月31日まで
第２期　11月16日から同月30日まで
第３期　12月16日から同月25日まで
第４期　翌年１月16日から同月31日まで

２　平成12年度において第４条第２項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月１日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

３　平成13年度においては、第４期から第８期までの各納期に納付すべき保険料の額は、第１期から第３期までの各納期に納付すべき保険料の額に２を乗じて得た額とすることを基本とする。

第４条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額は、第５条第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて第１号被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成12年度通年保険料額」という。）を６で除して得た額に、平成12年10月から平成13年３月までの間において第１号被保険者資格を有する月数（当該第１号被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該第１号被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

（１）　平成13年度を通じて第１号被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年４月から同年９月までの間において第１号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

（２）　平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成13年10月から平成14年３月までの間において第１号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第５条　保険料の賦課期日後に令第38条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(１)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、第５条第３項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　当該該当するに至った日が、平成12年４月１日から同年10月31日までの間である場合　該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

（２）　当該該当するに至った日が、平成12年11月１日から平成13年３月31日までの間である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を６で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を６で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（３）　当該該当するに至った日が、平成13年４月１日から同年９月30日までの間である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年４月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年９月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（４）　当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額及び該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（５）　当該該当するに至った日が、平成13年11月１日から平成14年３月31日までの間である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額及び令第38条第１項第１号イ、ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額

を９で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（延滞金の割合等の特例）

第６条　当分の間、第７条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第７条　西尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和56年西尾市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「又は国民健康保険税」を「、国民健康保険税又は介護保険料」に改める。

（西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第８条　西尾市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成７年西尾市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の１条を加える。

（利用料金）

第17条　西尾市老人デイサービスセンターを利用する者は、協議会に西尾市老人デイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく利用料金との権衡を考慮して、協議会があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

３　市長は、協議会に利用料金を協議会の収入として収受させるものとする。

４　協議会は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

（西尾市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第９条　西尾市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成９年西尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（利用料金）

第６条　デイサービスセンターを利用する者は、協議会にデイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく利用料金との権衡を考慮して、協議会があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

３　市長は、協議会に利用料金を協議会の収入として収受させるものとする。

４　協議会は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

（西尾市火災予防条例の一部改正）

第10条　西尾市火災予防条例（昭和49年西尾市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１（６）の項イ中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

（一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置）

第11条　一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の一色町介護保険条例（平成12年一色町条例第23号）、吉良町介護保険条例（平成12年吉良町条例第11号）又は幡豆町介護保険条例（平成12年幡豆町条例第４号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

２　編入日の前日までに、編入前の一色町、吉良町及び幡豆町において課した、又は課すべきであった保険料率については、なお編入前の条例の例による。

3　編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第12条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。

2　法第115条の45第２項第４号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間は行わず、平成30年４月１日から行うものとする。

3　法第115条の45第２項第５号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間は行わず、平成30年４月１日から行うものとする。

附　則（平成15年３月27日条例第14号）

1　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

2　改正後の西尾市介護保険条例第３条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成16年３月24日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月29日条例第11号）

改正

平成20年３月26日条例第５号

（施行期日）

1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の西尾市介護保険条例の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度までの保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度における保険料率の特例）

3　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条各号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成18年度の保険料率は、改正後の第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、改正後の第３条第１号に該当するもの　25,344円

（２）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　25,344円

（３）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　31,872円

（４）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第３条第１号に該当するもの　28,800円

（５）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　28,800円

（６）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　34,944円

（７）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世

帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第４号に該当するもの　41,472円

（平成19年度における保険料率の特例）

4　平成18年介護保険等改正令附則第４条各号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成19年度の保険料率は、改正後の第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第１号に該当するもの　31,872円

（2）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　31,872円

（3）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　34,944円

（4）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受けるもの（以下この項において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第３条第１号に該当するもの　38,400円

（5）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　38,400円

（6）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　41,472円

（7）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第４号に該当するもの　44,544円

（平成20年度における保険料率の特例）

5　平成18年介護保険等改正令附則第４条各号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成20年度の保険料率は、改正後の第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第１号に該当するもの　31,872円

（2）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　31,872円

（3）　改正後の第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第３号に該当するもの　34,944円

（4）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第４条第５号に該当する者（以下この項において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第３条第１号に該当するもの　38,400円

（5）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第２号に該当するもの　38,400円

（6）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されてい

ないものとした場合、同条第３号に該当するもの　41,472円

（７）　改正後の第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第４号に該当するもの　44,544円

附　則（平成20年３月26日条例第５号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月26日条例第７号）

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

2　改正後の西尾市介護保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度までの保険料については、なお従前の例による。

3　介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第11条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の第３条の規定にかかわらず、37,740円とする。

附　則（平成23年３月28日条例第４号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月28日条例第12号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の西尾市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までの保険料率の特例）

3　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第３条の規定にかかわらず、35,280円とする。この場合における改正後の第５条第３項の規定の適用については、同項中第４号ロとあるのは第４号ロ若しくは令附則第16条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）と、第４号までとあるのは第４号まで若しくは令附則第16条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）とする。

4　令附則第17条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第３条の規定にかかわらず、42,840円とする。この場合における改正後の第５条第３項の規定の適用については、同項中第４号ロとあるのは第４号ロ若しくは令附則第17条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）と、第４号までとあるのは第４号まで若しくは令附則第17条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）とする。

附　則（平成25年８月14日条例第25号）

1　この条例は、平成26年１月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の西尾市介護保険条例附則第６条の規定及び第２条の規定による改正後の西尾市後期高齢者医療に関する条例附則第４項の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月27日条例第16号）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

2　改正後の西尾市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年４月28日条例第22号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第３条第２項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

西尾市高齢者住宅改修費助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、要介護者等が、いつまでも住み慣れた住宅で安心して生活することができるよう、その身体状況に適した住宅改修を行うために、必要な費用の助成をすることによって、要介護者等の自立支援、介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この事業の対象者は、介護保険法　（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第５７条第１項に規定する介護予防住宅改修費の支給申請をするもののうち、同法第４５条第４項又は第５７条第４項の支給限度基準額を超える改修を行うものとする。ただし、この事業の適用を受けたものは、再度この事業の適用を受けることができない。

（事業の範囲）

第３条　この事業の対象となる住宅改修は、次の各号に掲げるものであり、市長が必要と認めたものとする。

⑴　手すりの取付け

⑵　床段差の解消

⑶　滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更又は通路面の材料の変更

⑷　引き戸等の扉の取替え

⑸　洋式便器等への便器の取替え

⑹　その他、前５号各号の改修に付帯して必要となる工事

（助成金の支給）

第４条　この事業により支給する助成金の額は、当該住宅改修に要した費用の１０分の９の額から、介護保険の住宅改修費として給付される額を控除した額とし、その限度額は９万円とする。

２　前項の規定に関わらず、助成金の支給限度額は、当該改修にあたり介護保険の住宅改修費として給付される額の１０分の５の額とする。

（一定以上の所得を有する対象者に係る助成金の額）

第４条の２　法第４９条の２に規定する要介護被保険者又は法第５９条の２に規定する居宅要支援被保険者について前条第１項の規定を適用する場合においては、同項中「１０分の９」とあるのは、「１０分の８」とし、「９万円」とあるのは、「８万円」とする。

（助成金の支給申請）

第５条　助成金の支給申請は、住宅改修完了後、高齢者住宅改修費助成申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、介護保険の住宅改修費支給申請に係る添付書類でこれに代えることができる場合は、省略することができる。

⑴　住宅改修に要した費用に係る領収書

⑵　工事費内訳書

⑶　住宅改修が必要な理由書

⑷　住宅改修前及び改修後の写真

⑸　所有者の承諾書（住宅の所有者が対象者以外にいる場合）

２　申請者は、対象者又は対象者と同居している親族とする。

（助成の決定）

第６条　市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、助成の適否を決定して、高齢者住宅改修費助成決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　助成金は、申請のあった月の翌月の月末までに支払うものとする。

（助成金の返還等）

第７条　市長は、虚偽その他不正行為により助成金の支給を受けた者があるときは、既に支給された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

２　改正後の西尾市高齢者住宅改修費助成事業実施要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の住宅改修について適用し、施行日前の住宅改修については、なお従前の例による。

様式第１号(第５条関係)

高 齢 者 住 宅 改 修 費 助 成 申 請 書

年　　月　　日

(宛先)　西　尾　市　長

申請者　住所

氏名　　㊞

続柄　　電話

下記のとおり、住宅改修費助成金の支給を申請します。

フリガナ 被保険者氏名		住宅の所在	
改修の内容 箇所及び規模		業者名	
		着工日	年　月　日
		完成日	年　月　日
改修総費用額	円	助成金対象費用額	円
その他参考となる事項			

様式第２号(第６条関係)

年　　月　　日

様

西尾市長

高齢者住宅改修費助成決定(却下)通知書

年　　月　　日付けで申請のありました住宅改修費助成金の支給については、下記のとおり決定します。

記

決定の内容	次のとおり支給します 却下します
支給金額	
支給決定 条件など 又は 却下理由	

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、市（〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番 電話 56-2111(西尾市役所代表)）に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決後なら提起できますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

西尾市介護保険料減免要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、西尾市介護保険条例（平成12年西尾市条例第３号。以下「条例」という。）第９条に規定する保険料の減免に関して、西尾市介護保険規則（平成12年西尾市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（減免申請書等）

第２条　条例第９条第２項の申請書の様式は、介護保険料減免申請書（様式第１号）によるものとする。

２　次条及び第４条に係る申請には、条例第９条第２項第４号に基づき介護保険料減免に係る収入及び資産状況申出書（様式第２号）を併せ、提出しなければならないものとする。

３　条例第９条第３項の申告に係る様式は、介護保険料減免理由消滅申告書（様式第３号）によるものとする。

（減免の認定等）

第３条　規則第５条の各号に該当する被保険者の認定は次のとおりとする。

(1)　規則第５条第１号又は第２号に該当する場合（以下「災害損失」という。ただし、故意に災害を発生させた場合を除く。）は、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。ただし、罹災者名簿等で確認できる場合はこれにより行うことができる。

(2)　規則第５条第３号、第４号又は第５号に該当する場合（以下「所得減少」という。）は、次の収入区分に従い求めた第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の総所得金額及び山林所得金額の合算額（以下「減免基準所得金額」という。）により行う。なお、収入金額の推計にあたっては、その裏付けとなる証明書及び帳簿等の提出並びに実態調査等によって、その適切な把握をすることとする。

①　給与等による収入

給与、賞与、雇用保険金等の収入については、給与所得控除額に相当する額を控除し、減免基準所得金額とする。ただし、添付書類の給与証明書の内容に不審な点がある場合又は、通常の収入額より相当程度低いと判断される場合には、事業主から具体的に調査確認をすること。

②　各種年金等による収入

各種年金（非課税年金を含む）による収入については、公的年金控除額に相当する額を控除し、減免基準所得金額とする。

③　事業による収入

事業による収入は、その必要経費相当額を控除し、減免基準所得金額とする。

④　その他の収入

仕送り等のその他の収入については、その収入金額を減免基準所得金額とする。なお、社会事業団体その他から臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって社会通念上収入として認定することが適当でないものは、収入として認定しないものとする。

⑤　収入として認定しないもの

譲渡など一時的な収入は、収入として認定しない。

第４条　条例第９条第１項第５号のうち生活が著しく困難である場合（以下「生活困窮」という。）とは、条例第３条第１項第１号に規定する保険料率（以下「第１段階」という。）の者又は同項第２号に規定する保険料率（以下「第２段階」という。）の者であって、次の各号をすべて満たすときとする。

(1)　条例第９条第２項の申請日（以下「申請日」という。）以前の納期限に係る保険料の滞納がないこと。

(2)　市民税課税者と生計を一にしていないこと。この場合、同一敷地に居住する親族並びにそれに準ずる者（以下「親族等」という。）、居住している土地又は家屋を所有する親族等及び介護保険施設等の入所者が当該施設に入所する前の世帯員を含むものとする。

(3)　市民税課税者に扶養又は援助（住居若しくは住居費の提供を受けていること、健康保険、所得税法上若しくは給与上の被扶養者となっていること又は公共料金若しくは医療費の負担を受けていること）を受けていないこと。

(4)　本人又は第２号の生計を一にする者（以下「生計同一者等」という。）の資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難であると認められること。この場合、生計同一者等が、居住用以外の土地または家屋を有さないこと及び不動産または有価証券にかかる収入がないことを含むものとする。

(5)　申請日において、本人又は世帯員の預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が一人増えるごとに１００万円を加算する額以下であること。

２　前項に該当する者は、別表の各区分に基づき減免額及び減免期間を決定するものとする。

第５条　条例第９条第１項第５号のうち介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 63 条に係る場合（以下「給付制限」という。）の認定の要件、減免額及び減免期間は、次のとおりとする。

(1)　認定の要件

第１号被保険者が法第 63 条に該当する事由で申請があった場合は、在監証明等により事実の確認を行う。ただし、該当する期間が１月に満たない場合は、給付制限と認定しない。

(2)　減免額及び減免期間

給付制限に係る減免は、該当する期間に到来する納期限に係る納付額を全額免除する。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

（申請書の受理等）

第６条　市長は、条例第９条第２項の規定による申請書が提出されたときは、申請書及び申請理由を証明する添付書類に不備がないかを確認し、申請書及び添付書類をもとに、申請者から詳細に事情を聴取し、事実の確認を行った上、受理する。

２　前項の口頭審査で事実の確認が困難である場合は、実地調査等により事実の確認に努めるものとする。

（審査及び決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定により申請書を受理したときは、申請書及び添付書類等に基づき、申請内容を審査し、減免の承認又は不承認を決定する。

（決定通知）

第８条　市長は、前条の減免の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに決定内容を被保険者あて通知するものとする。

（減免の取消し）

第９条 市長は、介護保険料の減免承認を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、承認の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の申請をしたとき。

(2) 減免を承認された被保険者又はその世帯の資力、その他の事情の変更により減免が不適当と認められるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年１２月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則

１ この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２ 改正後の西尾市介護保険料減免要綱の規定は、平成２４年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

１ この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２ 改正後の西尾市介護保険料減免要綱の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の 例による。

別表（第４条第２項関係）

	区 分	減 免 額	減免期間
1	第２段階の者のうち、市民税課税者の扶養、援助を受けておらず、生計をともにしておらず、資産等を活用しても保険料納付が困難な者で、２人以下の世帯で年間収入額が１００万円以下（３人以上の世帯は、３人目から１人当たり３５万円を加算）の者	第１段階の相当額に減免	当該年度の期間
2	第１段階（生活保護を現に受けている者は除く）の者のうち、市民税課税者の扶養、援助を受けておらず、生計をともにしておらず、資産等を活用しても保険料納付が困難な者で、２人以下の世帯で年間収入額が６０万円以下（３人以上の世帯は、３人目から１人当たり 17.5 万円を加算）の者	第１段階の相当額の半額に減免	当該年度の期間

様式第１号

介護保険料減免（徴収猶予）申請書

年　　月　　日

（あて先）西尾市長

住所
申請者　氏名　　印
電話
（被保険者との関係　　）

次のとおり保険料の減免（徴収猶予）を申請します。なお、被災の状況、私及び世帯員の収入状況等を関係者へ調査することに同意します。

被保険者	被保険者番号					
	住　　所					
	フリガナ 氏　　名		生年月日	年　月　日	性別	男・女

世帯の主たる生計維持者	住　　所			
	氏　名		電話	

減免(徴収猶予)を必要とする保険料	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円
	期・月	納期限　年　月　日	円

申請理由	1　災害による　（被災年月日：　　年　月　日）※被災証明書添付 （災害の状況：　　） 2　生計維持者の収入減少による （　　年）中１年間の収入見込額　　公的年金　　円 給与　　円 他（　　）　　円 （収入減少理由） （　　） 3　刑事施設などの収監による　（施設名：　　） 4　その他　（具体的に記入） ［　　］

※添付書類　なし・あり（収入及び資産状況調査委任状　介護保険料減免に係る収入及び資産状況申出書）

収入及び資産状況調査委任状

年　　月　　日

（受任者）西尾市長

私は、上の者を受任者に定め、下記の権限について委任します。

（委任代表者）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

記

委任代表者の介護保険料減免の承認又は却下の決定に必要な委任代表者、委任代表者の属する世帯の世帯員及び委任代表者と同一生計を営む者について、収入及び資産に関する公募の閲覧及び調査に関すること。

(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印
(委任者)	住　所	
	氏　名	印

様式第２号、様式第３号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策のうち社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度について、生計困難者及び生活保護受給者に対する利用者負担の軽減制度の実施のために必要な事項を定めるものとする。

２　前項に定める事業は、要介護被保険者等のうち生計困難と市長が認めるもの及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとし、もって低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　要介護被保険者等　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者をいう。

⑵　市民税非課税世帯　当該年度（４月、５月、６月又は７月においては前年度）における市民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていないか免除されている世帯をいう。

⑶　区分支給限度基準額　法第４３条第１項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。

⑷　介護予防区分支給限度基準額　法第５５条第１項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。

⑸　訪問介護　法第８条第２項に規定する訪問介護

⑹　通所介護　法第８条第７項に規定する通所介護

⑺　短期入所生活介護　法第８条第９項に規定する短期入所生活介護

⑻　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⑼　夜間対応型訪問介護　法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介

⑽　認知症対応型通所介護　法第８条第１７項に規定する認知症対応型通所介護

⑾　小規模多機能型居宅介護　法第８条第１８項に規定する小規模多機能型居宅介護

⑿　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　法第８条第２１項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⒀　複合型サービス　法第８条第２２項に規定する複合型サービス

⒁　介護福祉施設サービス　法第８条第２６項に規定する介護福祉施設サービス

⒂　介護予防訪問介護　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「整備法」という。）附則第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第５条の規定（整備法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護

⒃　介護予防通所介護　整備法附則第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第５条の規定（整備法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護

⒄　介護予防短期入所生活介護　法第８条の２第９項に規定する介護予防短期入所生活

介護

⑱　介護予防認知症対応型通所介護　法第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

⑲　介護予防小規模多機能型居宅介護　法第８条の２第１４項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

⑳　第一号訪問事業　法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

㉑　第一号通所事業　法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

㉒　旧措置入所者　介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号）第１３条第１項に規定する旧措置入所者

㉓　利用者負担額　法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担額で別表で掲げる軽減対象利用者負担額

㉔　食費　介護保険法施行規則(平成１１年厚生省令第３６号)第６１条、第６５条の３、第７９条、第８４条及び第８５条の３に規定する食事の提供に要する費用をいう。

㉕　居住費（滞在費）　介護保険法施行規則第６１条、第６５条の３、第７９条及び第８４条に規定する居住又は滞在に要する費用をいう。

㉖　宿泊費　介護保険法施行規則第６５条の３及び第８５条の３に規定する宿泊に要する費用をいう。

（対象者）

第３条　第１条第２項に規定する軽減対象者は、市が行う介護保険の要介護被保険者等（旧措置入所者で利用者負担割合が５％以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型の個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。）であり、かつ、市民税非課税世帯であって以下の各号のすべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

(1)　年間収入額が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。

(2)　預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。

(3)　日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4)　負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5)　介護保険料を滞納していないこと。

（軽減法人等）

第４条　第１条第２項に規定する軽減法人等は、次に掲げるものとする。

(1)　社会福祉法人であって当事業に係る利用者負担の軽減を行うことを当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市長に申し出たもの

(2)　社会福祉法人以外の法人であって、当市の区域を通常の事業実施地域とする前号に規定する社会福祉法人の事業所又は施設が存しない等のため、軽減対象となる介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を行うことを市長が特に認めたもの

(3) 第５条に規定する対象サービスを経営する市町村であって当事業に係る利用者負担の軽減を行うことを都道府県知事に申し出たもの

（対象サービス及び軽減内容）

第５条　軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、前条に規定する軽減法人等が行う次のサービス（第１号から第７号及び第９号のサービスにあっては、区分支給限度基準額を超えないもの、第１１号から第１５号のサービスにあっては、介護予防区分支給限度基準額を超えないものに限る。）とする。

ただし、第３号、第８号、第１０号及び第１３号のサービスにあっては、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(1) 訪問介護
(2) 通所介護
(3) 短期入所生活介護
(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(5) 夜間対応型訪問介護
(6) 認知症対応型通所介護
(7) 小規模多機能型居宅介護
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(9) 複合型サービス
(10) 介護福祉施設サービス
(11) 介護予防訪問介護
(12) 介護予防通所介護
(13) 介護予防短期入所生活介護
(14) 介護予防認知症対応型通所介護
(15) 介護予防小規模多機能型居宅介護
(16) 第一号訪問事業
(17) 第一号通所事業

２　軽減の対象とする費用及び減額割合は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

（申請）

第６条　第３条に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用者負担の減免を受けようとする対象サービスを利用する日の７日前までに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第１号）に別に定める必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

２　前項において、指定する日までに申請することができなかったことにつきやむを得ないものと認められる事情があり、かつ、申請者が対象サービスの提供を受けた軽減法人等の事業所又は施設（以下「軽減事業所等」という。）が利用者負担の軽減を承認する場合、「対象サービスを利用する日の７日前」は、「対象サービスを利用した日後、速やかに」とする。

（決定）

第７条　市長は、前条の申請を受けたときは、第３条各号に掲げる軽減対象者への該当の有無を審査決定の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

２　前項の通知を行う場合において、軽減対象者として承認された者については、決定通

知書と併せて社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第３号。以下「確認証」という。）を交付する。

（確認証）

第８条　確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の７月３１日までとする。ただし、４月分、５月分、６月分及び７月分の対象サービスの利用者負担に係る軽減につき４月１日から７月３１日までに申請があったものは、当該年度の７月３１日までとする。

（住所等の変更）

第９条　確認証の交付を受けた者が被保険者の住所又は氏名を変更した場合は、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更届（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の届出には、被保険者証を提示して行うものとする。

（確認証の返還）

第10条　確認証の交付を受けた者に次の事由が生じた場合は、当該確認証を速やかに市長に返還しなければならない。

⑴　確認証の有効期限に至ったとき。

⑵　確認証の交付を受けた者が転出、死亡等により西尾市の被保険者でなくなったとき。

⑶　法第６２条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者でなくなったとき。

⑷　法第６３条から第６９条に規定する給付制限等に該当するに至ったとき。

⑸　その他確認証を必要としなくなったとき。

２　市長は、確認証の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、認定証を返還させることができる。

⑴　確認証を他人に譲渡又は貸与したとき。

⑵　虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。

（利用）

第11条　減免対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、申請中であらかじめ提示することができない場合又は第６条第２項に定める場合は、申請手続中である旨又は速やかに申請を行う旨を申し出るとともに、軽減事業所等の承認を受けた場合は、確認証が交付された後、速やかに提示するものとする。

（利用者負担）

第12条　軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第13条　偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

（軽減法人等に対する助成）

第14条　市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

（軽減の程度）

第15条　減額の程度は利用者負担の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市長が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者について

は、利用者負担の全額とする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年３月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年８月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

<table>
<tr><th>対象サービス</th><th>軽減対象費用
（軽減対象利用者負担額）</th><th>減額割合</th></tr>
<tr><td>・介護福祉施設サービス
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td><td>(1)旧措置入所者
10％の利用者負担額、
食費、居住費
(2)新規入所者
10％の利用者負担額、
食費、居住費
(3)生活保護受給者
居住費</td><td rowspan="5">１／４

（老齢福祉年金受給者は１／２）

（生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担の全額）</td></tr>
<tr><td>・通所介護
・介護予防通所介護
・認知症対応型通所介護
・介護予防認知症対応型通所介護</td><td>10％の利用者負担額、
食費</td></tr>
<tr><td>・短期入所生活介護
・介護予防短期入所生活介護</td><td>(1)生活保護受給者
滞在費
(2)その他の者
10％の利用者負担額、
食費、滞在費</td></tr>
<tr><td>・訪問介護
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・介護予防訪問介護
・夜間対応型訪問介護</td><td>10％の利用者負担額</td></tr>
<tr><td>・小規模多機能型居宅介護
・複合型サービス
・介護予防小規模多機能型居宅介護</td><td>10％の利用者負担額、
食費、宿泊費</td></tr>
</table>

注１）旧措置入所者については利用者負担割合が５％以下の者は対象としない。
ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が５％以下の者であってもユニット型の個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

注２）平成２５年８月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第３条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

注３）平成２６年４月１日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第３条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

注４）平成２７年４月１日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第３条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

様式第１号

社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書
（社会福祉法人による利用者負担の軽減制度）

フリガナ 被保険者氏名		確認番号	
		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭　年　月　日生	性別	男　・　女
住　所	〒 電話番号		
利用サービス	1　介護老人福祉施設（旧措置入所者への該当）　該当　・　非該当 2　在宅サービス		
利用者負担額軽減申請理由	1　収入が少なく、生計困難であるため 2　その他（　　）		

		氏名	生年月日	性別	生計中心者に○をつけてください。
世帯構成	世帯主				
	世帯員				

（あて先）西尾市長

上記のとおり社会福祉法人による利用者負担額の軽減対象の確認を申請します。

なお、利用者負担額の減額のために必要がある場合は、私及び私の世帯員の市民税に関する課税情報及び公的扶助の受給の有無、扶養親族の有無等の資料を確認することに同意します。

年　　月　　日

申請者　住所　　電話番号

氏名　　印

（注）原則として対象者本人による同意の署名とするが、身体等の都合により署名できない場合は、代筆によるものとする。

市記入欄

交付年月日	備　考
年　月　日	（世帯の所得状況等を把握）
適用年月日	
年　月　日から 年　月　日まで	□　**承認する**　　□　**承認しない**

収　入　等　申　告　書
（社会福祉法人による利用者負担の軽減制度）

年　　月　　日

（あて先）西尾市長

住所

氏名　　印

私の　　年１月１日から　　年１２月３１日の収入等について下記のとおり申告します。

1　収入の状況（※年金の源泉徴収票などの収入を証明する書類を添付してください）

	種　　類	金額（年額）　　単位：円
収入A	恩給・年金等収入	
	（　　年金）	
	（　　年金）	
	家族などからの仕送り	
	財産収入や利子・配当収入	
	その他収入	
	計	
	種　　類	金額（年額）　　単位：円
必要経費B	租税	
	社会保険料	
	その他	
	計	
差引額（A－B）		

2　預貯金額の状況

①預貯金額はいくらですか。（現在の預貯金額）　　円

※　　年１月１日から現在まで記帳した預金通帳の写しを添付してください。

3　資産の状況（該当する方に○をつけてください）

①居住の用に供する家屋以外の資産（土地等）を所有していますか。　はい　・　いいえ

②上記質問で「はい」の方はその資産を記入してください。

（記入例：田と畑を所有している）

4　扶養の状況（該当する方に○をつけてください）

①市町村民税の控除対象者となっていますか。　はい　・　いいえ

…**親族の方の税の確定申告で、扶養親族の対象者となっていないかどうか。**

②医療保険の被扶養者となっていますか。　はい　・　いいえ

※医療保険証の写しを添付してください。（提示でも可）

介護保険料の滞納状況（この項目は市で記入します）　有　・　無

様式第２号

社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書
（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）

文　書　番　号
年　月　日

西尾市長

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

		被保険者番号	

決定年月日	年　月　日
決定事項	
1 承認する	適用年月日　　年　月　日　（承認内容） 有効期限　　年　月　日 確認番号
2 承認しない	理　由

問い合わせ先
福祉部長寿課　〒　445-8502　愛知県西尾市寄住町下田２２番地
℡　０５６３－５６－２１１１

不服の申立て
この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目１番２号　電話052-961-2111(県庁代表)）に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決後なら提起できますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第３号

（表面）

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 （社会福祉法人による利用者負担の軽減制度）			
交付年月日	年　月　日		
確認番号			
受給者	住　所		
	フリガナ		
	氏　名		
	生年月日	明・大・昭　年　月　日	男・女
介護保険被保険者番号			
適用年月日	年　月　日から		
有効期限	年　月　日まで		
減額割合	／１００		
発行機関名及び印			

（裏面）

注意事項

一　次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提示してください。

二　対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護です。

三　この確認証は、都道府県及び市町村に減免を行うことを申し出た事業者にのみ有効です。

四　前記のサービスを利用した場合、前面に記載した費用の本人負担分（日常生活に要する費用については、食費、居住費、（滞在費）、宿泊費に限る）が、記載の減額割合より軽減されます。

五　被保険者の資格がなくなったとき、減免措置の要件に該当しなくなったとき、又は減免認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

六　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。

七　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○　証の大きさ
　縦　１２８ミリ
　横　　９１ミリ

○　発行機関名及び印の項内には、事業主体である市町村の市町村コードを記載すること

様式第４号

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更届

年　　月　　日

（あて先）西尾市長

氏　名　　印

社会福祉法人等による利用者負担の軽減事業に係る実施要綱第１０条の規定により、記載事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

住　所	新	〒 （電話番号　　－　　－　　）
	旧	〒 （電話番号　　－　　－　　）
フリガナ 氏　名	新	
	旧	

社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書

（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）

年　　月　　日

（あて先）西尾市長

所在地

申請者

名　称　　印

社会福祉法人等による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し出ます。

<table>
<tr><td rowspan="6">申請書</td><td>フリガナ
名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="4">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td>電話番号</td><td>（　　）　－</td><td>ＦＡＸ番号</td><td>（　　）　－</td></tr>
<tr><td>代表者の職・氏名</td><td>職　　名</td><td></td><td colspan="2">フリガナ
氏　　名</td></tr>
<tr><td>代表者の住所</td><td colspan="4">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>軽減の適用時期</td><td colspan="4">年　　月分より適用</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">軽減実施予定事業所の状況</td><td>事業所の名称
（介護保険事業者番号）</td><td>所　在　地</td><td>実施事業の種類
（離島等分は○囲み）</td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

注１）軽減の適用時期は、原則として申出月からとしますが、これによらない場合は申し出ください。

注２）原則として、軽減対象とされているサービスを実施する全事業所・施設を申し出ください。

注３）離島等地域に所在する（介護予防）訪問介護事業所で、特別地域（介護予防）加算に相当する利用者負担の軽減を実施される場合は、実施事業の種類欄に記載する（介護予防）訪問介護の事業名を○囲み願います。（例：訪問介護）

社会福祉法人等による利用者負担軽減廃止届出書

（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）

年　　月　　日

（あて先）西尾市長

所在地

申請者

名　称　　印

年　月　日付けで申し出た社会福祉法人等による利用者負担の軽減を廃止するので届け出ます。

申請書	フリガナ 名　　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　）			
	連　絡　先	電話番号	（　　）　－	ＦＡＸ番号	（　　）　－
	代表者の職・氏名	職　　名		ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　　名	
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　）			
	軽減の廃止時期	年　　月分から軽減を廃止する。			

軽減廃止予定事業所の状況	事業所の名称 （介護保険事業者番号）	所　在　地	実施事業の種類 （離島等分は○囲み）
	（　　）		
	（　　）		
	（　　）		
	（　　）		
	（　　）		

注１）軽減の廃止時期は、原則として届出月の翌月からとしますが、これによらない場合はご記入ください。

注２）原則として、軽減対象とされているサービスを実施する全事業所・施設をご記入ください。

西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，低所得者であって、生計を維持することが困難である世帯に属する要介護又は要支援の状態にあるものの福祉の増進に資するため、西尾市居宅介護サービス費等の利用者負担額助成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（受給対象者）

第２条　この要綱による助成を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は、市内に住所を有する者のうち、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４１条第１項に規定する要介護被保険者又は法第５３条第１項に規定する要支援被保険者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３８条第１項第１号イ又は二に該当する者

（２）令第３８条第１項第１号ハ若しくは令第３８条第１項第２号イ又はロ若しくは令第３８条第１項第３号イ又はロに該当する者のうち、法第７条に規定する要介護状態区分の要介護三、要介護四又は要介護五にあるもの

（３）その他前号に準ずるものとして市長が認める者

２　前項の規定にかかわらず、法令の規定により、この要綱と同等な給付を受けることができる者及び法第６３条から第６９条の保険給付の制限等に該当する者は、受給対象者としないものとする。

（対象サービス及び対象費用）

第３条　利用者負担額の助成の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）は、法第８条及び法第８条の２に規定するサービスのうち、次に掲げるものとする。

（１）訪問介護

（２）訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

（３）訪問看護及び介護予防訪問看護

（４）訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

（５）居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

（６）通所介護

（７）通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

（８）短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

（９）短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

（１０）福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

（１１）夜間対応型訪問介護

（１２）認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

（１３）小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

２　対象となる費用は、法第４０条第１号、第２号、第３号及び第４号並びに法第５２条第１号、第２号、第３号及び第４号の各支給のもととなる費用（以下「対象費用」という。）とする。

（助成の額）

第４条　助成の額は、前条の対象サービスにかかる対象費用の額のうち、受給対象者が自ら負担すべき額（以下「利用者負担額」という。）の第２条第１号のものにあっては２分の１、同条第２号のものにあっては５分の１を助成する。ただし、法第４０条第１１号及び法第５２条第９号の支給の対象となった者については、当該支給があったものとして、その支給額を引いた額を利用者負担額とする。

（助成の方法）

第５条　受給対象者は、前条の助成を受けようとするときは、介護保険（居宅介護サービス費等）利用者負担額助成金交付申請書（様式１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）対象サービスを提供した事業者において発行する利用者負担額に関する証拠書類

（２）その他市長が必要と認める書類

（助成の返還）

第６条　市長は、対象サービスを利用することになった原因について受給者が損害賠償を受けたときは、その価格の限度において助成すべき費用の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した費用を返還させることができる。

２　市長は、詐欺その他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた費用の全部又は一部を返還させることができる。

（代理申請）

第７条　受給対象者がする介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第７７条又は同規則第９６条による届出にかかる居宅介護支援事業者（以下「当該居宅介護支援事業者」という。）は、受給対象者の依頼に基づき第５条の申請を代理して行うことができる。この場合、市長は、当該居宅介護支援事業者に対し受給対象者に関する必要な情報を与えることができる。

２　前項の代理申請を行った当該居宅介護支援事業者に対し、市長は１件５００円の手数料を支払うものとする。

３　当該居宅介護支援事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、介護保険(居宅介護サービス費等)利用者負担額助成金代理申請手数料請求書（様式２号）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、当該居宅介護支援事業者の提出書類に虚偽があったときは、手数料の全部又は一部を返還させることができる。

（報告）

第８条　市長は、事業の実施について必要があると認めるときは、助成を受け若しくは受けようとする者又は当該居宅介護支援事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１８年１２月１日から施行し、平成１８年４月１日より適用とする。

附則

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置）

２　一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱、吉良町介護保険低所得利用者負担額助成実施要綱、幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなす。

３　前項の規定にかかわらず、編入日の前日までに受けた対象サービスについては、編入前の要綱の例による。

附則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「整備法」という。）附則第１４条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた整備法第５条の規定（整備法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条の２第１項に規定する介護予防訪問介護若しくは介護予防通所介護については、改正前の西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱第３条の規定は、なお効力を有する。

様式1号　**介護保険**（居宅介護サービス費等）**利用者負担額助成金交付申請書**

受付印

（平成　　年　　月利用分）　　No.

フリガナ 被保険者氏名		申請年月日	平成　　年　　月　　日
		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日	性別	男・女
住所	〒 電話　　―		
申請金額	円		

同一世帯の他の介護保険受給者	氏名	生年月日	性別	被保険者番号
		・　・		
		・　・		

利用したサービスの種類	

（あて先）西　尾　市　長

上記のとおり関係書類を添えて介護保険（居宅介護サービス）利用者負担額助成金の支給を申請します。

申請者　住所

氏名　　印　　電話　　―

※1　この申請書の裏面に該当月分の介護サービスを提供した事業者において発行する利用者負担額に関する証拠書類（領収書等）を添付してください。

※2　申請者は必ず押印をしてください。（居宅介護支援事業者による代理申請にあっては事業所名及び担当者氏名をお書きください。）

上記の介護保険（居宅サービス費等）利用者負担額助成金を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄			種目	口座番号
	銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協	本店 支店 出張所	1普通預金 2当座預金 3その他	
	金融機関コード	店舗コード		
	フリガナ 口座名義人			

市記入欄　　該当月　（　　月利用分）

保険料納付状況	介護度	領収書確認	所得段階	利用者負担額	支給割合	確定額	備考
未納保険料　有・無 滞納保険料　有・無	支・1・2 3・4・5		1 2 3	円 (高額介護適用後)	1／2 1／5	円	

様式２号

介護保険（居宅介護サービス費等）利用者負担額助成金
代　理　申　請　手　数　料　請　求　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　西尾市長

居宅介護支援事業者
所在地
名　称
代表者　　印

西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱第７条第３項に基づき次のとおり請求します。

請求額	件	@500円×件数　円			
受給対象者の氏名	件	受給対象者の氏名	件	受給対象者の氏名	件

（平成　　年　　月　利用分）

口座振込先	フリガナ 口座名義人	
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合
	支　店　名	本店　・　　支店
	口座番号	普通・当座　（Ｎｏ．　　）

○常滑市介護保険条例

平成12年３月24日条例第３号

改正

平成12年12月22日条例第62号
平成14年３月29日条例第14号
平成15年３月26日条例第７号
平成18年３月29日条例第15号
平成20年３月28日条例第16号
平成21年３月26日条例第16号
平成24年３月26日条例第22号
平成26年３月26日条例第12号
平成27年３月27日条例第18号
平成27年６月26日条例第25号

常滑市介護保険条例

目次

第１章　この市が行う介護保険（第１条）
第２章　介護認定審査会（第２条・第３条）
第３章　保険料（第４条―第９条）
第４章　雑則（第10条）
第５章　罰則（第11条―第15条）
附則

第１章　この市が行う介護保険

（この市が行う介護保険）

第１条　この市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第２条　常滑市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、30人とする。

（規則への委任）

第３条　法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第３章　保険料

（保険料率）

第４条　平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　29,700円

（２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　44,550円

（３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　44,550円

（４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　53,460円

（５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　59,400円

（６）　次のいずれかに該当する者　71,280円

ア　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

（７）　次のいずれかに該当する者　77,220円

ア　合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用され

たならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

（８）　次のいずれかに該当する者　89,100円

ア　合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

（９）　次のいずれかに該当する者　100,980円

ア　合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10)　次のいずれかに該当する者　106,920円

ア　合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11)　次のいずれかに該当する者　112,860円

ア　合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12)　前各号のいずれにも該当しない者　118,800円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,730円とする。

（普通徴収に係る納期）

第５条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　７月１日から同月31日まで
第２期　８月１日から同月31日まで
第３期　９月１日から同月30日まで
第４期　10月１日から同月31日まで
第５期　11月１日から同月30日まで
第６期　12月１日から同月25日まで
第７期　１月１日から同月31日まで
第８期　２月１日から同月末日まで

２　前項に規定する納期によりがたい第１号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第１号被保険者（及び連帯納付義務者）に対しその納期を通知しなければならない。

３　納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第６条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号

被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

４　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第７条　保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第１号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の減免）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

（１）　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

（２）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（３）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（４）　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか、特別な事由があること。

２　前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日（災害その他の特別な事情があるところにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前７日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（２）　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（３）　減免を必要とする理由

３　第１項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

（延滞金）

第９条　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、延滞金額を加算して納付しなければならない。

２　延滞金の額及び徴収の方法については、常滑市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和39年常滑市条例第５号）の定めるところによる。

第４章　雑則

（規則への委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

第11条　この市は、第１号被保険者が法第12条第１項本文の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第12条　この市は、法第30条第１項後段、法第31条第１項後段、法第33条の３第１項後段、法第34条第１項後段、法第35条第６項後段、法第66条第１項若しくは第２項又は法第68条第１項の規定

により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第13条　この市は、被保険者、第１号被保険者の配偶者若しくは第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第14条　この市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第１項に規定する納付金及び法第157条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

第15条　前４条の過料の額は、情状により、市長が定める。

２　前４条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）

第２条　平成12年度における保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　令第38条第１項第１号に掲げる者　3,900円
（２）　令第38条第１項第２号に掲げる者　5,800円
（３）　令第38条第１項第３号に掲げる者　7,800円
（４）　令第38条第１項第４号に掲げる者　9,700円
（５）　令第38条第１項第５号に掲げる者　11,700円

２　平成13年度における保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　令第38条第１項第１号に掲げる者　11,700円
（２）　令第38条第１項第２号に掲げる者　17,500円
（３）　令第38条第１項第３号に掲げる者　23,400円
（４）　令第38条第１項第４号に掲げる者　29,200円
（５）　令第38条第１項第５号に掲げる者　35,100円

（普通徴収に係る納期）

第３条　平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第５条第１項の規定に関わらず、次のとおりとする。

第１期　10月１日から同月31日まで
第２期　11月１日から同月30日まで
第３期　12月１日から同月25日まで
第４期　１月１日から同月31日まで
第５期　２月１日から同月末日まで

２　平成12年度において第５条第２項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月１日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

３　平成13年度においては、第４期から第８期の納期に納付すべき保険料の額は、第１期から第３期の納期に納付すべき保険料額に２を乗じて得た額とすることを基本とする。

（平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例）

第４条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額は、第６条第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を６で除して得た額に、平成12年10月から平成13年３月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、

平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

（１）　平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年４月から同年９月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

（２）　平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に、平成13年10月から平成14年３月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第５条　保険料の賦課期日後に令第38条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。以下この条において同じ）、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、第６条第３項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　当該該当するに至った日が、平成12年４月１日から同年10月31日までの間である場合　該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

（２）　当該該当するに至った日が、平成12年11月１日から平成13年３月31日までの間である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を６で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を６で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（３）　当該該当するに至った日が、平成13年４月１日から同年９月30日までの間である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年４月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年９月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（４）　当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に３分の２を乗じて得た額の合算額

（５）　当該該当するに至った日が、平成13年11月１日から平成14年３月31日までの間である場合　令第38条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を３で除して得た額、令第38条第１項第１号イ、ロ及びハ、第２号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った令第38条第１項第１号から第４号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を９で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年３月までの月数を乗じて得た額の合算額

（関係条例の廃止）

第６条　常滑市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年常滑市条例第11号）は、廃止する。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第７条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。

２　法第115条の45第２項第５号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間は行わず、平成28年４月１日から行うものとする。

附　則（平成12年12月22日条例第62号）

この条例は、平成13年１月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日条例第14号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月26日条例第７号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の常滑市介護保険条例第４条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月29日条例第15号）

改正

平成20年３月28日条例第16号

（施行期日）

第１条　この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（平成18年度、平成19年度及び平成20年度における保険料率の特例）

第２条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成18年度の保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　25,300円

（２）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　25,300円

（３）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　31,900円

（４）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　28,800円

（５）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　28,800円

（６）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　34,900円

（７）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第４号に該当するもの　41,500円

2　平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成19年度の保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第

１号に該当するもの　31,900円

（２）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　31,900円

（３）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　34,900円

（４）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受けるもの（以下この項において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　38,400円

（５）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　38,400円

（６）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　41,500円

（７）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第４号に該当するもの　44,500円

３　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成20年度の保険料率は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　31,900円

（２）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　31,900円

（３）　第４条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　34,900円

（４）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第４条第５号に該当するもの（以下この項において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第１号に該当するもの　38,400円

（５）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第２号に該当するもの　38,400円

（６）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第３号に該当するもの　41,500円

（７）　第４条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第４条第４号に該当するもの　44,500円

（経過措置）

第３条　改正後の常滑市介護保険条例第４条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月28日条例第16号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月26日条例第16号）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

2　令附則第11条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第４条の規定にかかわらず、43,200円とする。

（経過措置）

3　改正後の常滑市介護保険条例第４条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月26日条例第22号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

2　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第４条の規定にかかわらず、40,320円とする。

3　令附則第17条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第４条の規定にかかわらず、51,840円とする。

（経過措置）

4　改正後の第４条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月26日条例第12号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第９条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する保険料について適用する。

附　則（平成27年３月27日条例第18号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第４条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年６月26日条例第25号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第４条第２項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。